
本山町 公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

目次

第1章 計画策定について	1
1. 本計画策定の背景と目的	1
2. 本計画の位置付け	3
3. 対象範囲と計画期間	5
第2章 本山町の現状分析と将来推計	6
1. 現状分析	6
(1)人口の動向	6
(2)財政の動向	10
(3)負担金の動向	13
(4)公共施設及びインフラの現状	15
(5)有形固定資産減価償却率の推移	23
2. 人口や施設の維持管理コストの将来推計	24
(1)人口の推計	24
(2)施設の維持管理コストの推計	25
第3章 現状や課題に関する基本認識	30
1. 現状分析と将来展望を踏まえた課題の整理	30
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
1. 基本理念の設定	32
(1)公共施設管理の基本理念	32
2. 全体目標の設定	33
(1)施設・建物系の目標設定	33
(2)インフラ系の目標設定	34
3. 基本目標の設定	35
(1)点検・診断等の実施方針	35
(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針	35
(3)安全確保の実施方針	36
(4)耐震化の実施方針	36
(5)長寿命化の実施方針	36
(6)統廃合や廃止の推進方針	37

(7) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	37
(8) 広域連携・民間活力の利用方針	38
(9) ユニバーサルデザイン化の推進方針	39
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	40
(1) 公共施設	40
(2) インフラ系施設	49
第5章 取組体制の構築とフォローアップ	52
(1) 推進体制等の整備	52
(2) 情報基盤の整備と活用	52
(3) フォローアップの方針	52

第1章 計画策定について

1. 本計画策定の背景と目的

全国的に公共施設ならびにインフラの老朽化対策が大きな課題となっています。公共施設については、全国的な人口減少基調と、少子高齢化に伴う年齢層の変化等によりどの自治体も今後の利用需要の変化が予想されることに加え、過去に建設された施設がこれから大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。また、インフラについても、高度経済成長期に「ネットワーク」として整備した社会基盤施設の老朽化が進んでいることに加え、保全業務に携わる技術者不足や、メンテナンスサイクルをまわす仕組みが確立・構築されていない、研修などを受ける機会が少ないためにおこる点検の質の低下などが指摘されています。

本町においても同様の状況が見られます。これらの問題を解決するために、本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用すること、また必要な公共サービスを持続的に提供し続けるための取組が必要不可欠です。また、各種インフラ施設については、計画的かつ効率的な維持管理・補修を、今後も継続的に実施していく必要があります。

国において、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26(2014)年4月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で公共施設等総合管理計画の策定要請があり、併せて「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「策定指針」という。)が示されました。

その後、平成 30(2018)年 2 月 27 日付け総財務第 28 号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」で策定指針が改訂され、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」等の要件が新たに追加されるとともに、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を踏まえて、各地方公共団体において策定した公共施設等総合管理計画について、不断の見直しを行うことを要請されています。

本町においても、国からの要請や策定指針を踏まえ、中長期的な視点から、町の保有する公共施設等を総合的かつ一体的に管理し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するための方針を示した「本山町公共施設等総合管理計画」を平成 29(2017)年3月に策定しました。

今回、「本山町公共施設等総合管理計画(令和4年改訂)」は、総合管理計画初版に時点補正を加えるとともに、これまでに策定した個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化など、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

対象施設の選定については、統一的な基準による地方公会計の整備に伴い整理される固定資産台帳を基に行いますが、既存施設等の管理・運営・撤去に関する各種計画等との整合性を図りながら定めることとします。

■これまでの取組について

本町では、平成 26(2014)年4月 22 日付け総財務第 74 号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」による公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、平成 29(2017)年 3 月に「本山町公共施設等総合管理計画」を策定し、橋梁、本庁舎、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、産業系施設、公営住宅等の個別施設計画を順次策定しました。

また、地方創生と人口減少対策として、まち・ひと・しごとづくりに重点的に取り組むための計画として、「第 2 期本山町ひと・しごと・まち創生総合戦略」を令和 2(2020)年 3 月に策定し、本町の行財政運営の最上位計画である「第 7 次本山町振興計画」を令和 2(2020)年 6 月に策定しました。

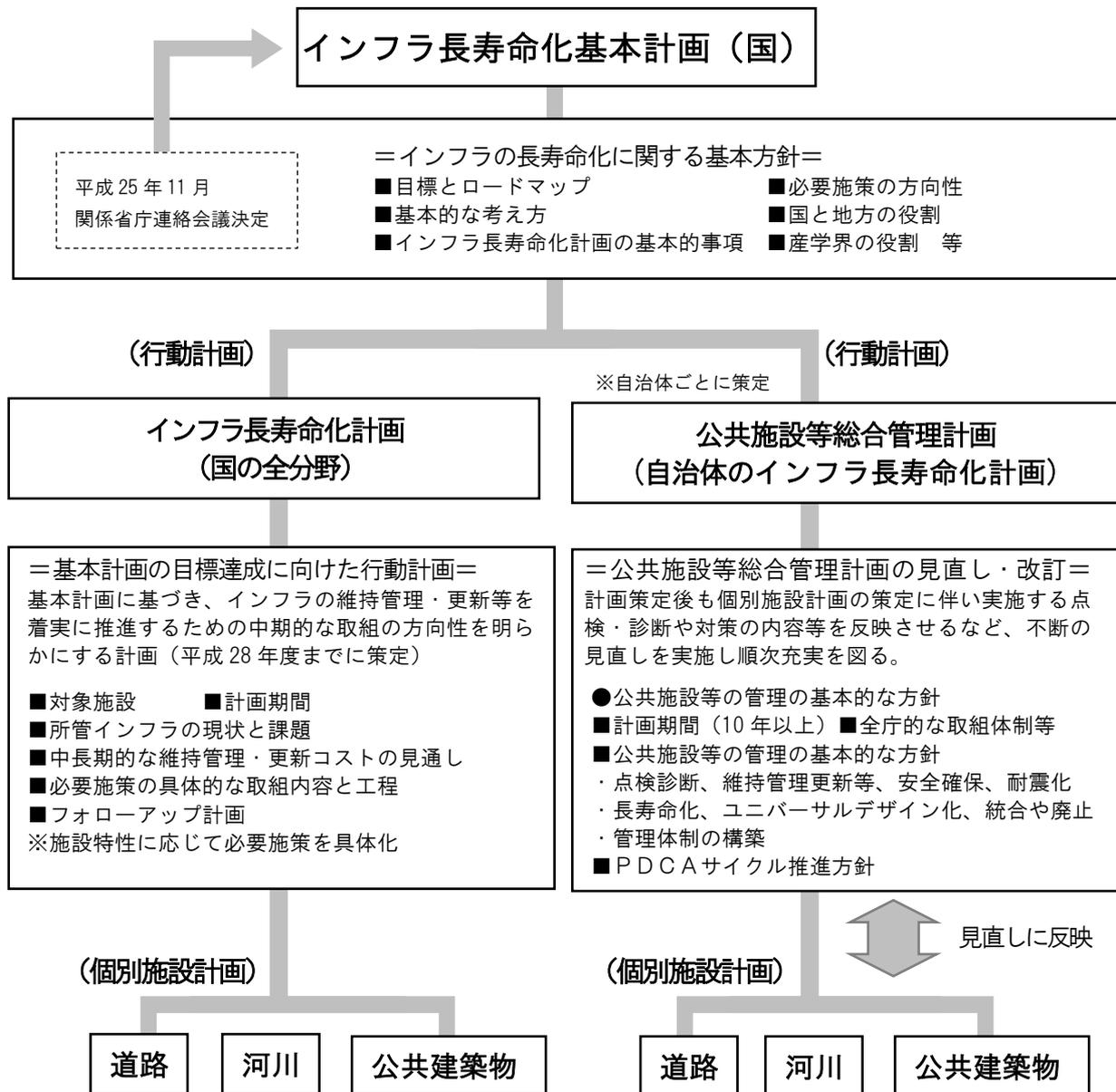
これら、本町の公共施設等に関わる各計画に基づき、公共施設等の計画的な管理に取り組んでいるところです。

これまでの取組の流れ

平成 29(2017)年 3 月	「本山町公共施設等総合管理計画」策定
平成 30(2018)年 11 月	「本山町公共施設等個別施設計画(本庁舎)」策定
平成 30(2018)年 3 月	「本山町橋梁長寿命化修繕計画」策定
平成 31(2019)年 3 月	「本山町個別施設計画(町民文化系施設 本山町プラチナセンター)」策定 「本山町個別施設計画(スポーツ・レクリエーション系施設 汗見川ふれあいの郷 清流館)」策定
令和元(2019)年 5 月	「土佐本山学校給食センター」落成
令和元(2019)年 6 月	「モンベルアウトドアヴィレッジ本山」落成
令和 2(2020)年 3 月	「本山町個別施設計画(学校教育系施設 本山小学校 吉野小学校 嶺北中学校)」策定 「第 2 期本山町ひと・しごと・まち創成総合戦略」策定
令和 2(2020)年 6 月	「第 7 次本山町振興計画」策定
令和 3(2021)年 3 月	「本山町個別施設計画(スポーツ・レクリエーション系施設 吉野クライミングセンター)」策定 「本山町個別施設計画(産業系施設 販売施設)」策定 「本山町公営住宅等長寿命化計画」策定
令和 3(2021)年 9 月	「本山町役場新庁舎」建設工事着工
令和 3(2021)年 9 月	「本山町過疎地域持続的発展計画」策定
令和 4(2022)年 3 月	「本山町公共施設等総合管理計画」改訂

2. 本計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化計画」や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)として定めるものです。



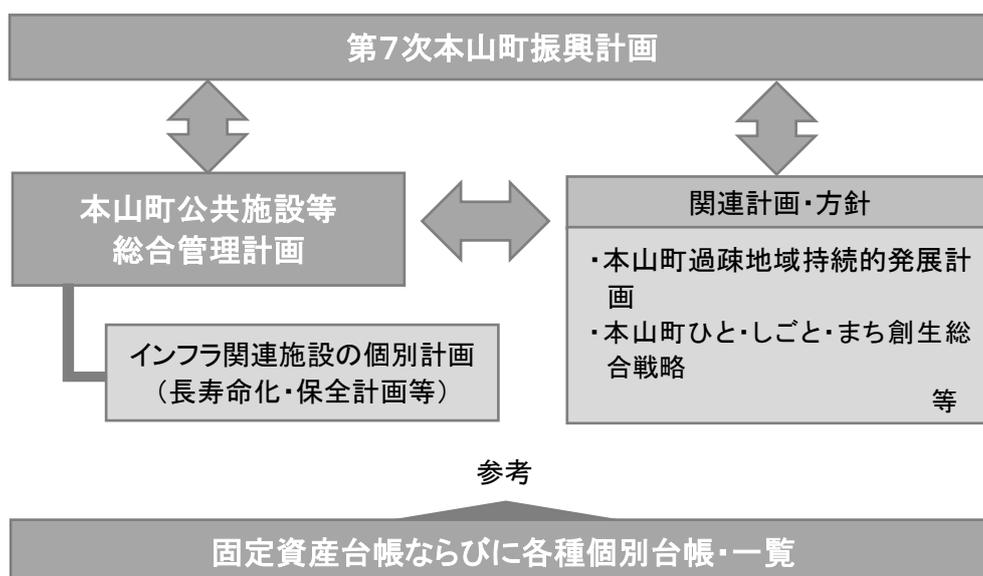
個別施設計画：施設ごとの長寿命化計画
(施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画)

(参考)インフラ長寿命化計画(行動計画)における対象施設

分野	対象施設	主な根拠(関連)法令等
道路	道路施設(橋梁、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)等)	道路法第2条第1項
河川・ダム	河川管理施設(ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等)	河川法第3条第2項
砂防	砂防設備	砂防法第1条
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等)等	一般自動車道構造設備規則第11条、第12条、第16条、第17条及び第29～34条
公園	都市公園等(都市公園、特定地区公園(カントリーパーク))	都市公園法第2条第1項 社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号
住宅	公営住宅	公営住宅法第2条第2号及び第9号
	公社賃貸住宅	地方住宅供給公社法第21条第3項第1号
	UR賃貸住宅	独立行政法人都市再生機構法第3条
官庁施設	官庁施設(庁舎、宿舍等)	官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項

※出典:国土交通省「インフラ長寿命化計画(行動計画)」(平成26(2014)年5月21日)

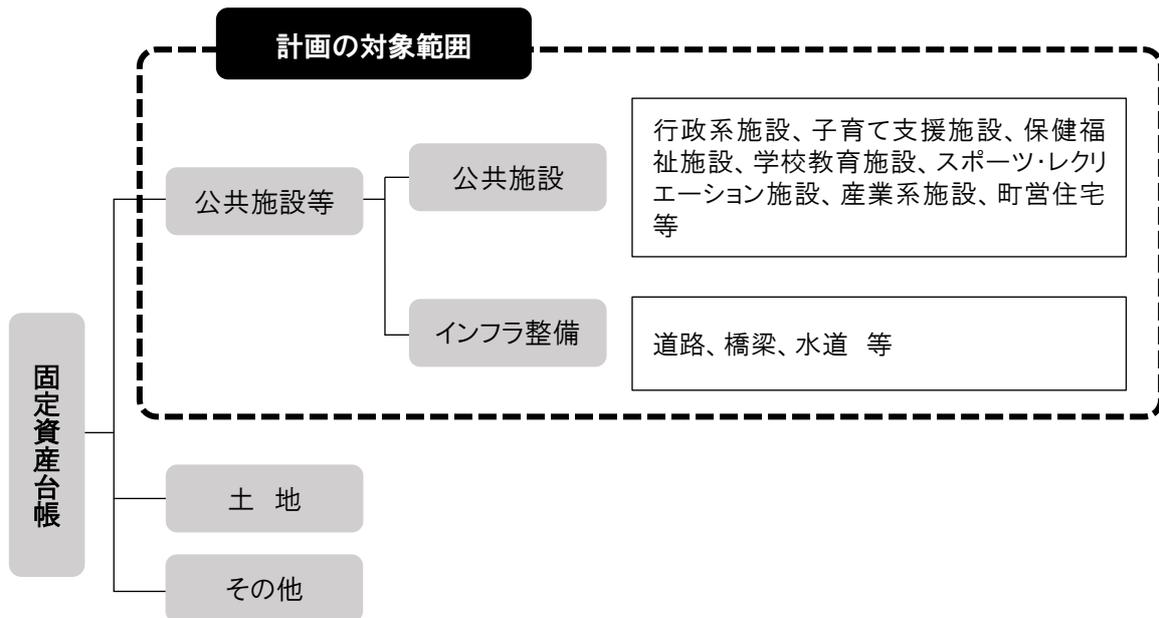
町の最上位計画である「第7次本山町振興計画」をはじめとし、「本山町過疎地域持続的発展計画」や各種施設の整備計画、長寿命化計画などとの整合性に配慮します。



3. 対象範囲と計画期間

対象範囲は、平成 26(2014)年度に整備した「本山町固定資産台帳」をもとにします。ただし、病院施設など、会計区分が異なるものについては、必要に応じて反映しています。台帳整備以降に新設・除去した施設についても、考慮するものとします。

計画期間は、令和4(2022)年度から令和 13(2031)年度までの 10 年間とします。ただし、中長期的な視点が必要であることから、人口推計などは、「本山町人口地方ビジョン」で行った令和 42(2060)年までのものを活用しています。



第2章 本山町の現状分析と将来推計

1. 現状分析

(1) 人口の動向

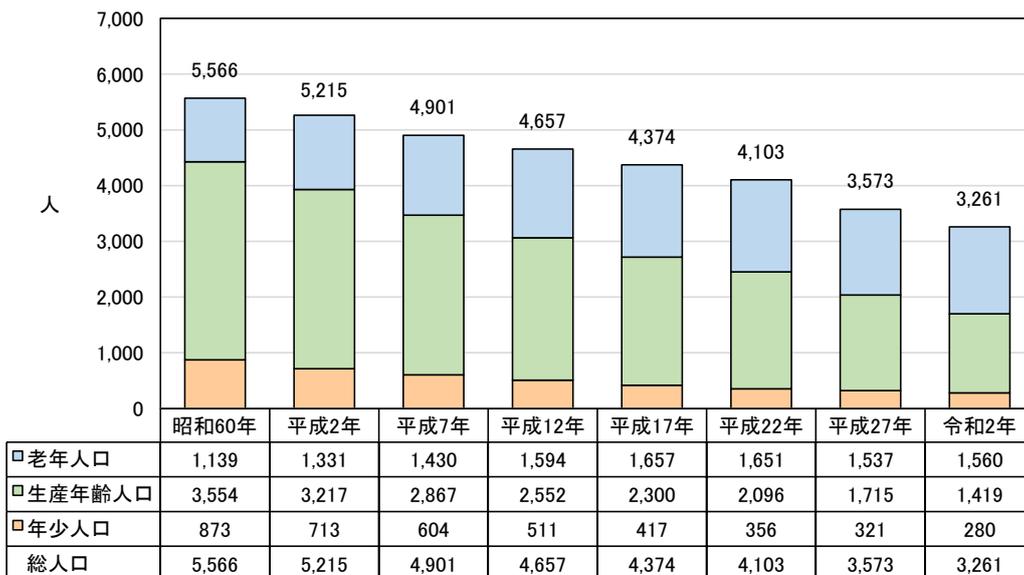
- 町の人口は減少傾向が続いており、総人口は30年前の3分の2程度にまで落ち込んでいます。特に「生産年齢人口(15歳以上65歳未満)」の減少比率が、高知県全体と比べても高くなっており、このことは、税収面でも大きな影響を及ぼすため、今後のまちのありかたを考える上でも重要なポイントです。
- また、主力産業である農業従事者の平均年齢が60歳代の後半ということは、大きな課題といえます。

① 総人口及び人口構成と推移

国勢調査の総人口は昭和60(1985)年には5,566人でしたが、平成7(1995)年に5,000人を下回り、4,901人となりました。直近令和2(2020)年の国勢調査では、5年前から8.7%落ち込み、3,261人となっています。

人口構成は少子化・高齢化が続いており、生産年齢人口が減少し平成7(1995)年以降3,000人を下回り、令和2(2020)年の年少人口割合は8.6%、生産年齢人口割合が43.5%、老年人口割合が47.8%となっています。

人口の推移



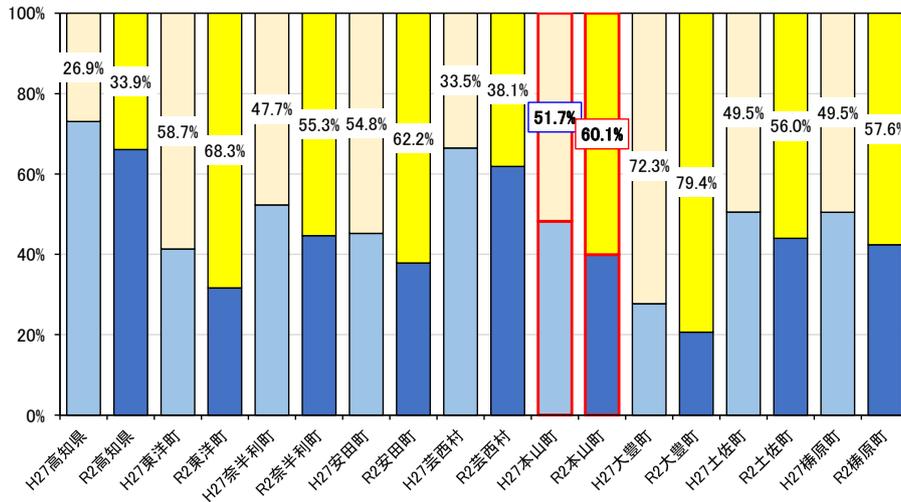
※出典：国勢調査

※年齢階級別の外国人住民数が非公表の場合や年齢不詳者がいる場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがある。

(参考)

まちを支えていく上で欠かせないのが、いわゆる「現役世代」の存在です。一般的には生産年齢人口の算出に用いられる 15～64 歳のことを指します。以下の図は、国勢調査において高知県の人口が最も多かった昭和 60(1985)年から、令和 2(2020)年までの 35 年間にどの程度生産年齢人口が減少したかを示すものです。高知県全体での減少幅はマイナス 33.9%ですが、本山町はそれを大幅に超え、半減以上のマイナス 60.1%という結果であり、平成 27 年のマイナス 51.7%から 8.4 ポイント減少が進みました。

現役世代(生産年齢人口)の減少幅

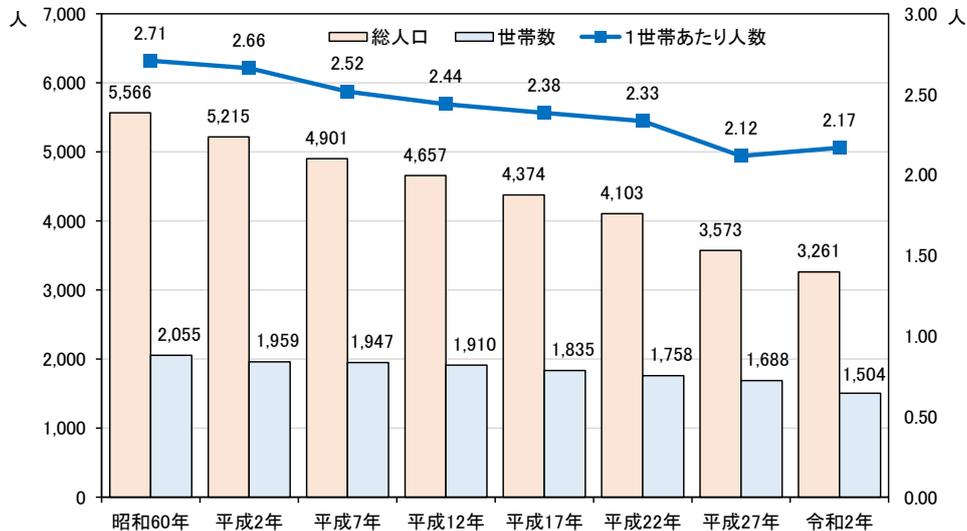


※出典:国勢調査(昭和 60 年・平成 27 年・令和 2 年)

②世帯数と1世帯あたり人数の推移

世帯数は昭和 60(1985)年の 2,055 世帯から令和 2(2020)年には 1,504 世帯に減少しており、総人口の減少率に比べると低いものの、減少率は 26.8%となっています。人口減少に伴い、1世帯あたり人数も減少しており、平成 7(1995)年までは 2.5 人以上で推移していましたが、平成 12(2000)年に 2.5 人を下回って 2.44 人となり、平成 27(2015)年は 2.12 人となりましたが、令和 2(2020)年では 2.17 人とやや増加しています。

世帯数と1世帯あたり人数の推移

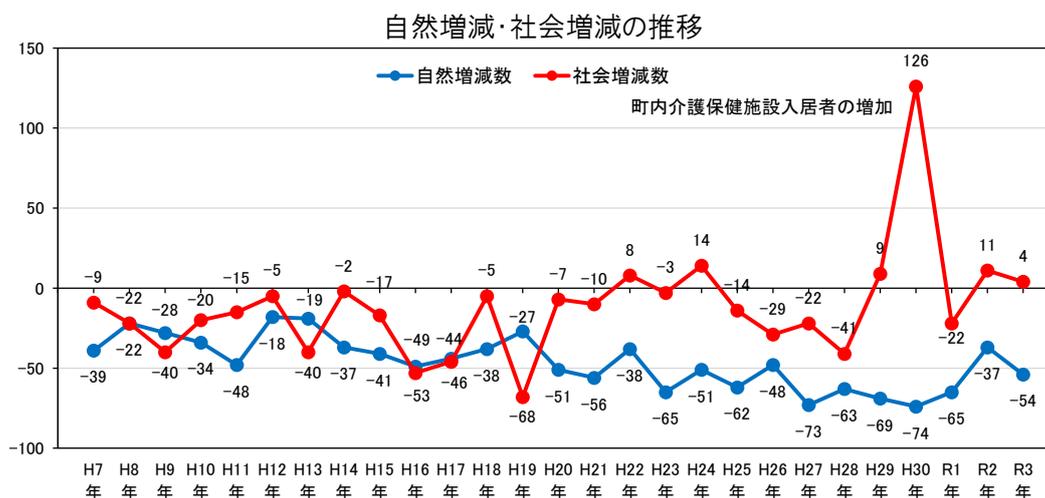


※出典:国勢調査

③人口動態の推移

年によって件数は異なるものの、自然減、社会減により人口減少が続いてきました。平成 20(2008)年頃から社会減が縮小して平成 22(2010)年及び平成 24(2012)年は社会増となりましたが、平成 25(2013)年からは再び社会減となりました。その後、平成 29(2017)年と平成 30(2018)年に社会増となり、令和元年に社会減となりましたが近年は社会増となっています。

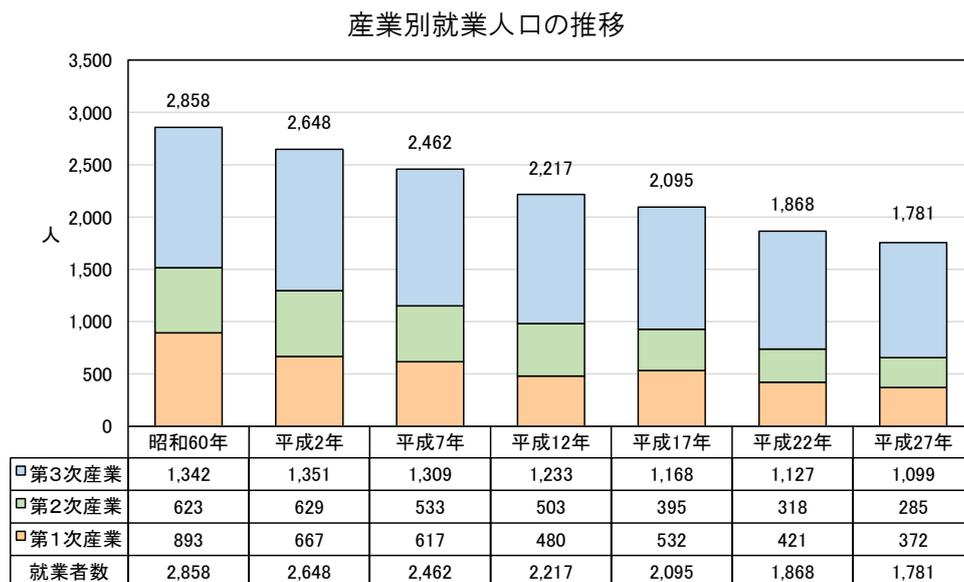
自然減は平成7(1995)年以降一貫して続いています。近年は減少数が縮小傾向になってきています。



※出典：住民基本台帳人口(平成7～25年は各年3月31日現在、平成26年以降は1月1日現在)

④就業状況の推移

就業者数は減少傾向が続いており、昭和 60(1985)年は 2,858 人でしたが、平成 27(2015)年は 1,781 人となっています。産業別でみると第1次産業従事者及び第2次産業従事者の減少率が高く、構成比は平成 27(2010)年で第1次産業従事者が 20.9%、第2次産業従事者が 16.0%、第3次産業従事者が 61.7% となっています。



※出典：国勢調査、分類不能を除いており、合計が合わない箇所がある。

産業別就業者の平均年齢は、特に第1次産業従事者の高齢化が進んでおり、農業・林業が63.7歳、そのうち農業のみでは66.9歳となっています。

産業別就業者の平均年齢

産業大分類(平成 27(2015)年)	平均年齢(歳)
総数	53.1
A 農業, 林業	63.7
うち農業	66.9
B 漁業	—
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	—
D 建設業	51.8
E 製造業	47.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	43.5
G 情報通信業	36.4
H 運輸業, 郵便業	49.6
I 卸売業, 小売業	53.9
J 金融業, 保険業	49.9
K 不動産業, 物品賃貸業	46.8
L 学術研究, 専門・技術サービス業	49.8
M 宿泊業, 飲食サービス業	52.7
N 生活関連サービス業, 娯楽業	57.7
O 教育, 学習支援業	46.7
P 医療, 福祉	48.2
Q 複合サービス事業	45.2
R サービス業(他に分類されないもの)	56.5
S 公務(他に分類されるものを除く)	47.8
T 分類不能の産業	50.3

※出典: 国勢調査

(2) 財政の動向

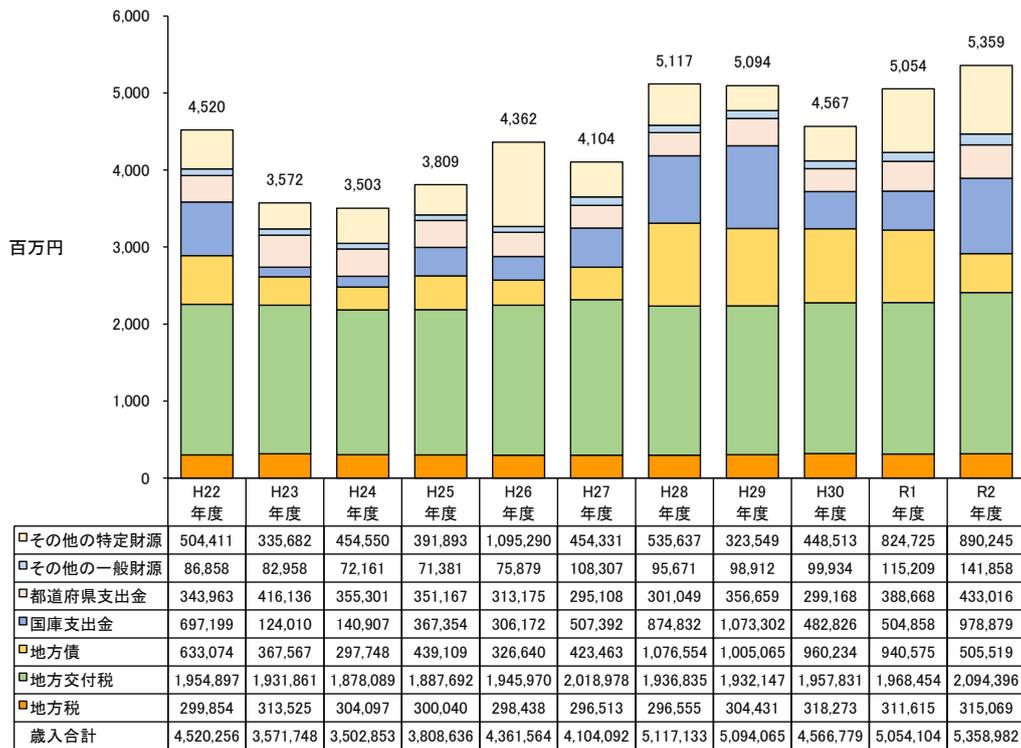
- 地方債現在高はここ数年微増傾向であり、依然として厳しい状況にあります。
- 公有財産の維持補修に係る費用が増加傾向であり、今後施設の老朽化が進むにつれ、費用の増大が見込まれます。

① 歳入決算額

本町の歳入状況は、平成 22(2010)年度から平成 27(2015)年度にかけて 35～45 億円前後で推移していましたが、平成 28(2016)年度には 51 億円となり、以降平成 30(2018)年度に 46 億円に減少しましたが、50 億円前後で推移しています。

令和 2 年(2020)年度決算における本町の財政状況では歳入約 54 億円のうち、地方交付税が全体の 39%を占めています。

歳入決算額の推移

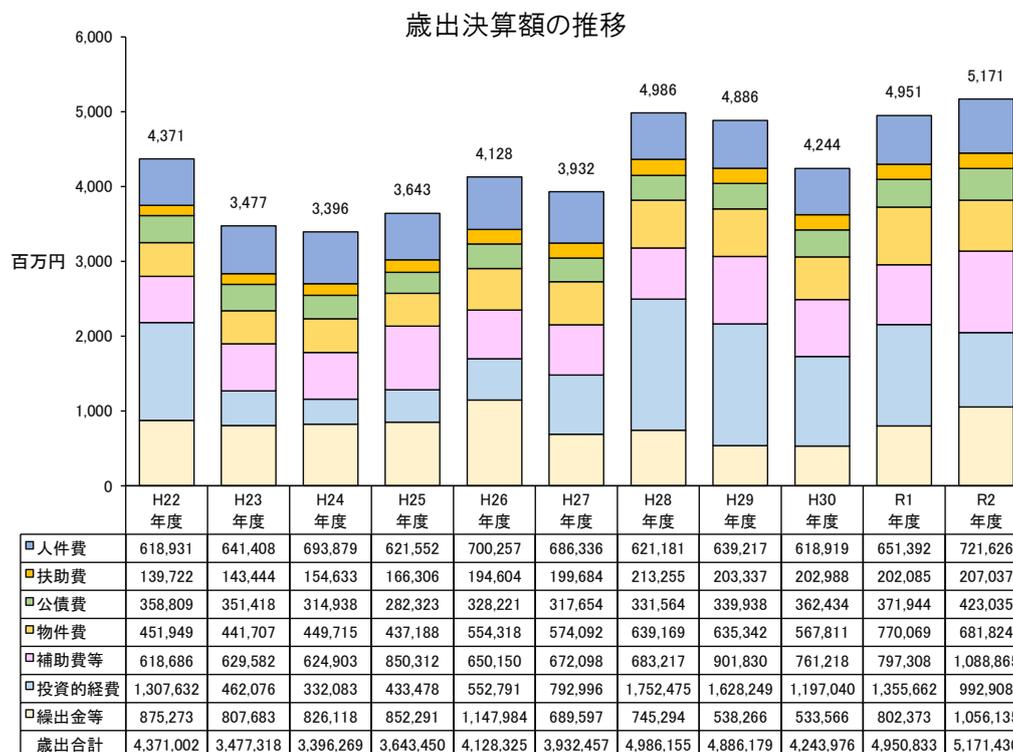


出典：地方財政状況調査（総務省）

②歳出決算額

歳出に関しては、平成 22(2010)年度から平成 27(2015)年度にかけて 34～44 億円前後で推移していましたが、平成 28(2016)年度以降、投資的経費が増加し、平成 30(2018)年度を除いて 50 億円前後で推移しています。

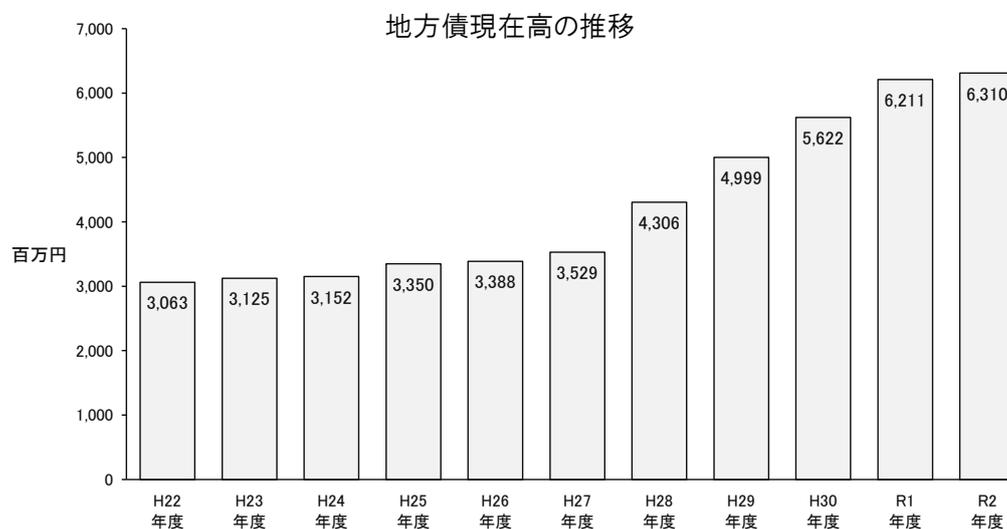
歳出の推移は、投資的経費に左右されている部分も大きいことから、公共施設の更新や維持管理に充てる財源不足が今後懸念されます。



出典：地方財政状況調査（総務省）

③地方債現在高

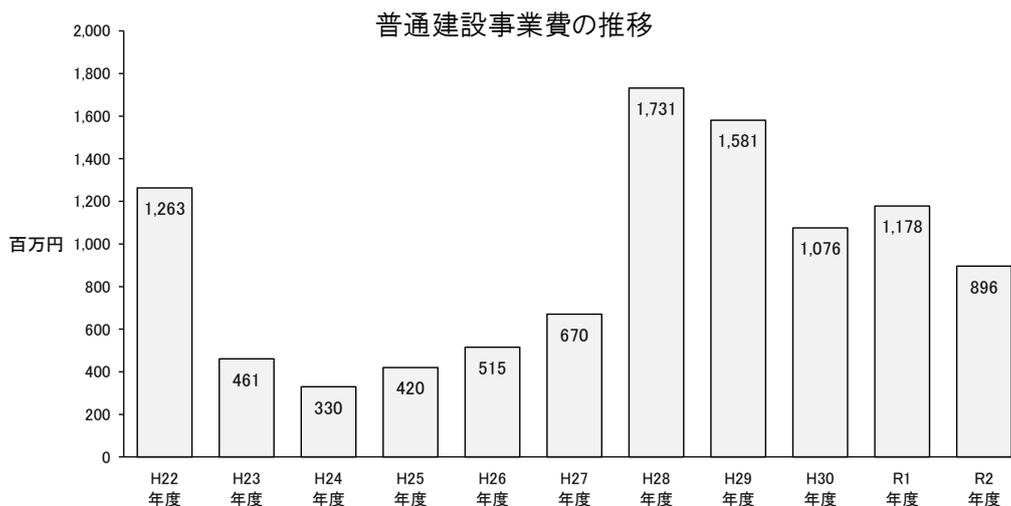
地方債現在高は、平成 27(2015)年度までは約 30 億円から 35 億円程度で微増していましたが、平成 28(2016)年度以降増加しており、令和 2(2020)年度は約 63 億円となっています。



※出典：地方財政状況調査

④普通建設事業費

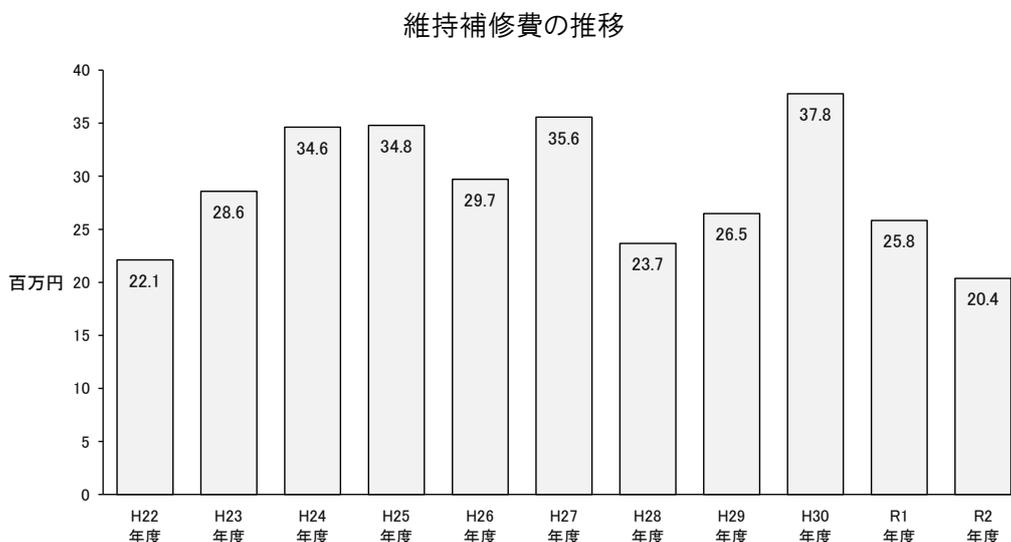
投資的経費のうち公共施設等の整備にかかる財政支出である普通建設事業費は、平成 22(2010)年度に総合保育所整備事業や学校耐震・大規模改修事業など約 13 億円の投資となっていました。平成23(2011)年度から平成 27(2015)年度は約3億円から約7億円の投資に減少しました。平成 28(2016)年度と平成 29 年度には 15 億円を超える投資が続き、平成 30(2018)年度以降では約10億円前後の投資が続いています。これら投資的経費が近年増加しているのは、学校給食センター整備事業やアウトドアの里づくり拠点事業、定住住宅支援整備事業、町営住宅整備事業などを展開したことが主な要因です。



出典：地方財政状況調査(総務省)

⑤維持補修費(公有財産の維持補修に係る費用)

公有財産の維持補修に関する費用に関しては、平成 22(2010)年度から 24(2012)年度にかけては増加傾向でしたが、平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度は、ほぼ横ばいとなり、平成 28(2016)年度に減少しました。その後は再び増加に転じましたが、令和元年(2020)年度以降減少し、令和2年度では約 20 百万円となっています。



※出典：地方財政状況調査

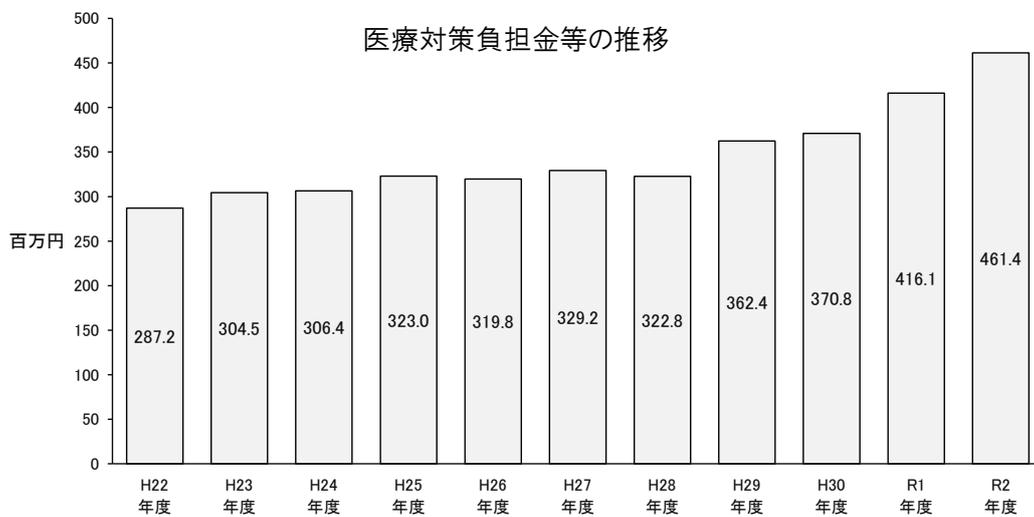
(3) 負担金の動向

○嶺北広域行政事務組合で行っている学校給食センターへの負担金や、本山町立国保嶺北中央病院ならびに本山町立汗見川へき地診療所の運営のための医療費などがあります。

○特に医療に関する補助が増加傾向であり、全体負担費用の増加と人口の減少を勘案すると、受益者一人当たりの費用は、金額以上の増加傾向にあります。

①医療対策

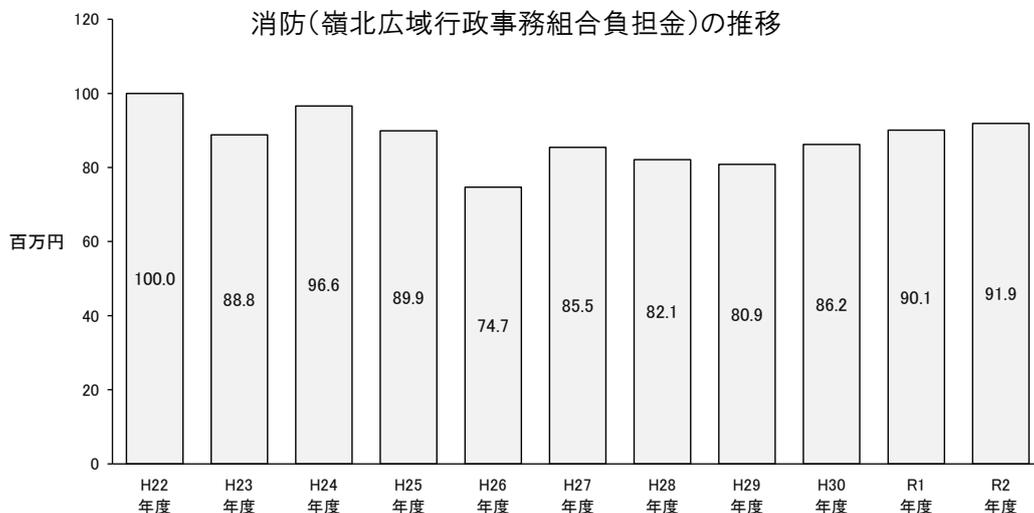
医療対策の費用に関しては、本山町立国保嶺北中央病院事業特別会計への補助及び本山町立汗見川へき地診療所事業特別会計への繰出金の合算で見ると、平成 28(2016)年度から 5 年間で 43%増加しています。



※出典：地方財政状況調査

②消防

消防の費用に関しては、嶺北広域行政事務組合負担金で見ると、平成 26(2014)年まではやや減少傾向でしたが、近年増加傾向となっています。



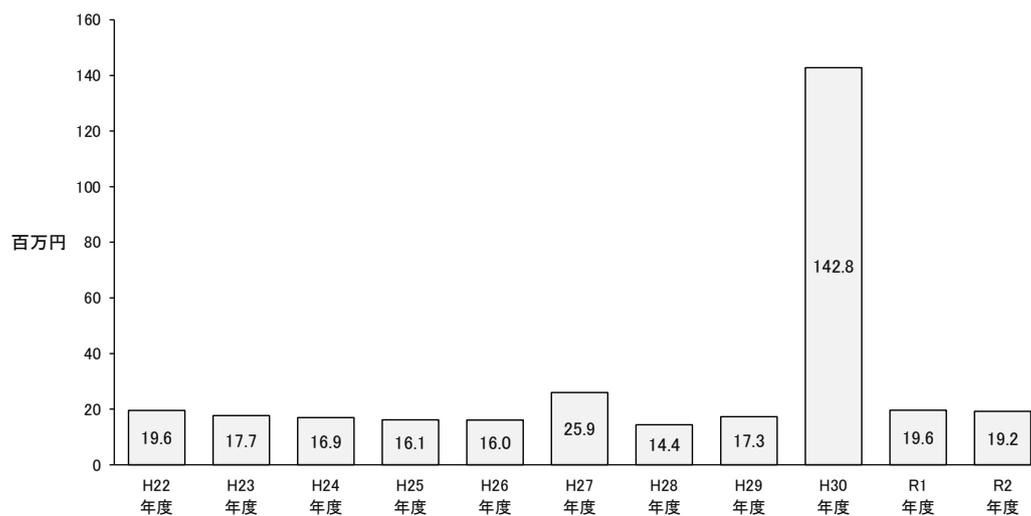
※出典：地方財政状況調査

③学校給食

給食の費用に関しては、嶺北広域行政事務組合負担金でみると、平成 27(2015)年度と平成 30(2018)年度を除いて2千万円前後でほぼ一定で推移しています。

嶺北広域行政事務組合負担金が増加した主な要因は、平成 27(2015)年度は正職員の配置や給食センター建替えに伴う用地購入費等であり、平成 30(2018)年度は給食センター建替え工事に伴う工事費負担が主な理由です。

学校給食(嶺北広域行政事務組合負担金)の推移



※出典: 地方財政状況調査

(4) 公共施設及びインフラの現状

- 本町の建物の面積は、約 5 万 7 千 m²、一人当たりの面積は全国平均よりも高めです。
- 他の自治体に比べると、学校施設の割合が低く、産業系施設の割合が高いのが特徴といえます。
- 約 2 割が旧耐震基準時代に建設されたものです。公営住宅と庁舎を含む行政系施設で、老朽化が特に目立つため、計画的に更新を進めています。
- 県内他自治体と比べると一人当たりの公園の面積が広く、維持管理費も上昇傾向といえます。
- 保育所など、利用者が増えるに従い職員数を増やすことなどで維持管理費がかかる施設もあります。

① 建物面積の内訳(公共施設)

固定資産台帳を基にした本町の建物系施設を対象としてまとめました。全体では、総延床面積は、約 57,741 m²、病院と上水道施設を除いた普通会計の延床面積は 48,248 m²、これに対する人口一人当たり延床面積は 14.09 m²です。平成 24(2012)年3月に総務省自治財政局財務調査課が公表した『公共施設およびインフラ資産の将来更新費用の比較分析に関する調査結果』によると、一人当たりの公共施設面積(普通会計の建築物で病院を除く)は全国平均で 3.22 m²、人口 1 万人以下規模の自治体の平均が 10.61 m²であるのに対して多いという結果になっています。なお、建物全体に占める割合が最も高いのは町営住宅等で 22.9%、ついで産業系施設 15.8%、医療施設 15.5%、町民文化系施設 11.2%となっています。

建物面積の内訳

分類	計画初版		改訂	
	延床面積(m ²)	割合(%)	延床面積(m ²)	割合(%)
町民文化系施設	6,440	14.9	6,440	11.2
スポーツ・レクリエーション系施設	3,084	7.2	5,351	9.3
産業系施設	8,938	20.7	9,132	15.8
学校教育系施設	3,727	8.6	5,855	10.2
子育て支援施設	978	2.3	978	1.7
保健・福祉施設	3,003	7.0	3,003	5.2
医療施設(特別会計)	—	—	8,978	15.5
行政系施設	2,402	5.6	2,138	3.7
町営住宅等	12,670	29.4	13,248	22.9
公園	77	0.2	61	0.1
上水道施設(特別会計)	516	1.2	516	0.9
その他	1,232	2.9	2,040	3.5
合計	43,068	100.0	57,741	100.0
うち普通会計の建物面積	42,552	98.80	48,248	83.56

※施設面積の増減要因

スポーツ・レクリエーション系施設：アウトドアヴィレッジ本山を追加

産業系施設：ライスセンター増築、本山町産業振興センター(交流広場)面積修正

学校教育系施設：本山小学校校舎を追加

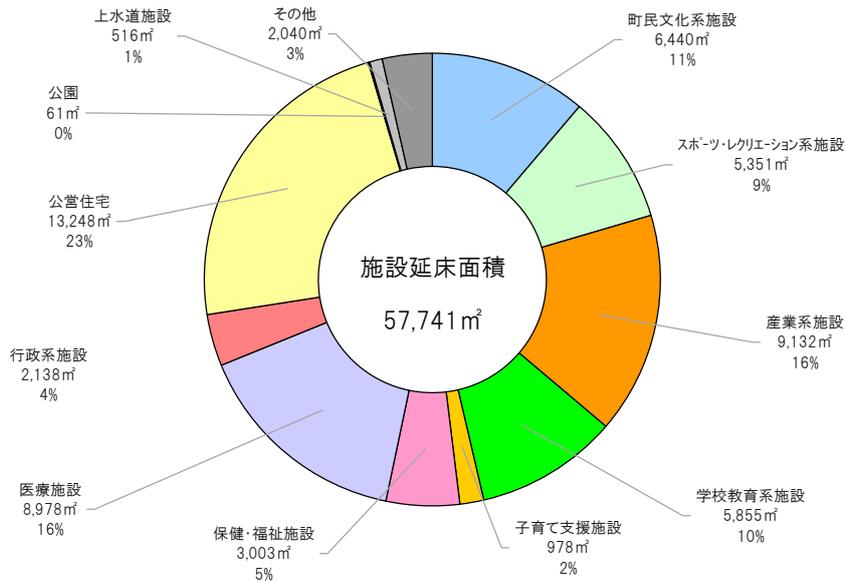
医療施設：嶺北中央病院を追加、汗見川(沢ヶ内)へき地診療所を行政系施設から異動

町営住宅：クラインガルテンもとやまを追加、銀杏ノ木団地の除去と更新住宅整備による面積増減

公園：帰全山公園便所の改修による面積減

その他：旧白髪小学校、永田教員住宅、教員住宅、旧公益質屋を追加

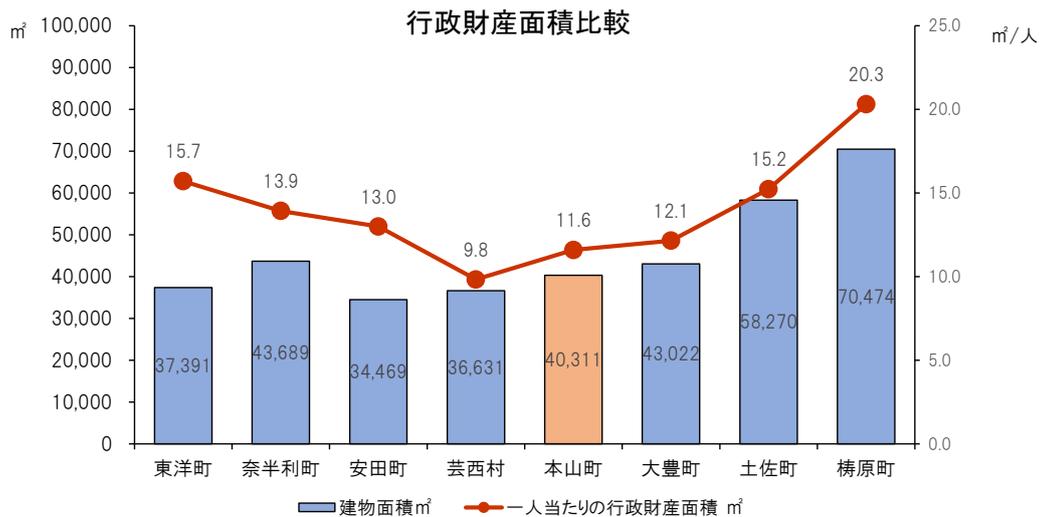
施設分類別 建物面積の割合



●人口一人当たりの面積 = 14.09 m²
 ・普通会計施設延床面積 (48,248 m² 令和2年度末)
 ・総人口 (3,425 人 令和3年1月1日現在)
 ※下記参考値 (一人当たりの行政財産面積 11.6 m²) は総務省公表資料から他自治体と比較するために算出したものであり、本町の固定資産台帳等から算出した人口一人当たりの建物系床面積と異なる。

(参考)

県内の類似自治体の行政財産(建物)面積で比較を行いました。その結果、本山町の一人当たり面積は 11.6 m² で、安田町(13.0 m²)や奈半利町(13.9 m²)、隣の大豊町(12.1 m²)と比べるとやや低いものの芸西村(9.8 m²)と比べると高いという結果です。

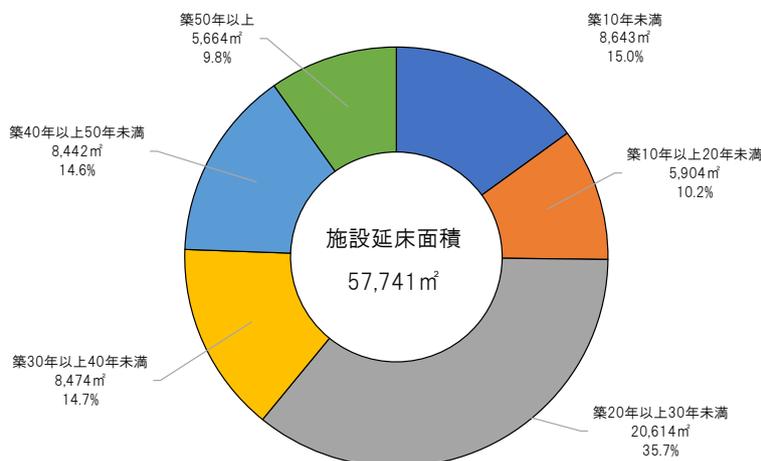
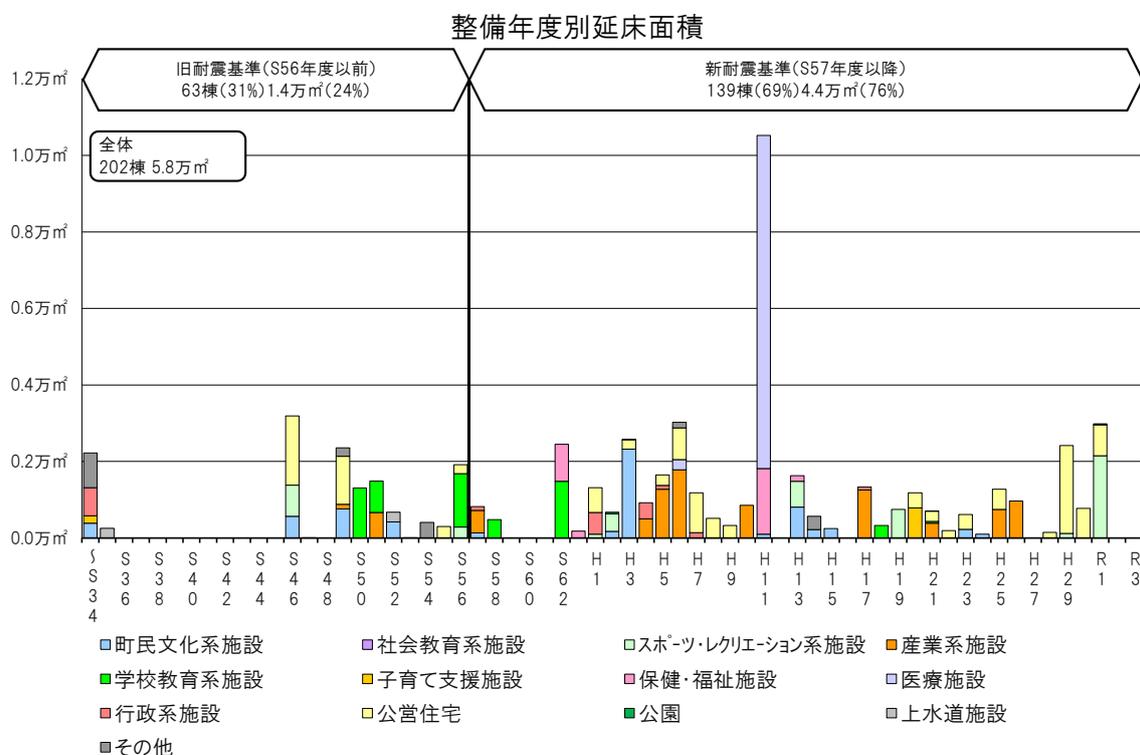


※出典:『令和元年度公共施設状況調経年比較表(総務省)』(人口は令和2年1月1日現在)

②整備年度別延床面積と耐震化への対応

年度別の推移状況からは、本町の公共施設の建設は昭和40年代後半(1970～74年)に公営住宅や学校を中心に集中的に整備をしたことが分かります。その後、平成になってから、町民文化系施設、産業系施設、町立病院、公営住宅などの整備が続いています。今後これらの施設については老朽化が進むにつれ、大規模な改修や更新の時期が訪れることが見込まれます。

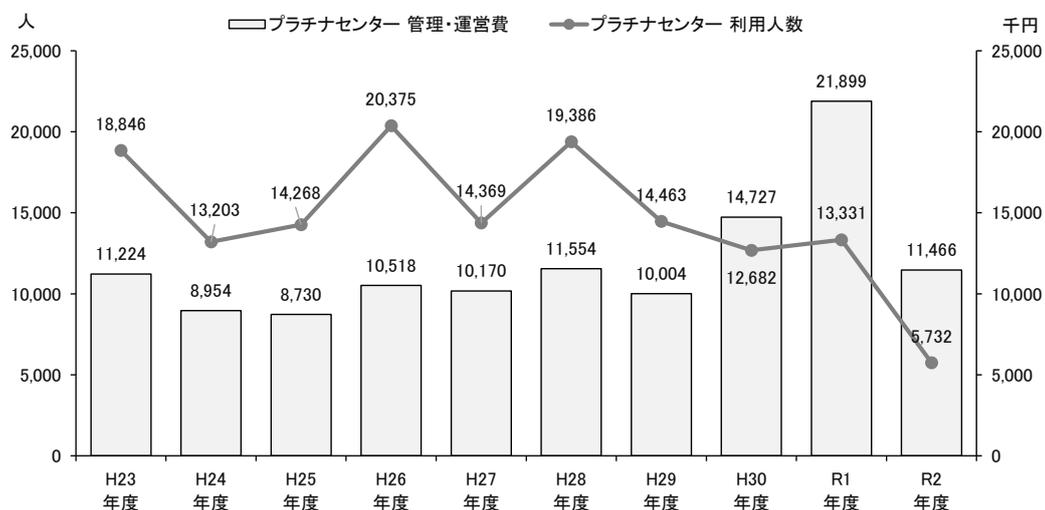
また、いわゆる旧耐震基準の昭和56(1981)年度以前に建てられた建築物が全体の約2割(24%)を占めています。旧耐震基準であっても、中程度の地震(震度5程度)においては倒壊しないとされていますが、近年頻発する震度6以上の大規模地震への規定が特にないことから、特に多くの住民が集まる公共施設においては、新耐震基準が求めている「建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震に対して倒壊・崩壊するおそれのないこと」への対応が急務となっており、そのための耐震診断、耐震補強が求められています。学校などでは既に耐震補強は行われていますが、集会所などまだ行われていない施設も多数残っています。



③主な施設の利用状況

プラチナセンターの利用状況及び管理・運営費の推移は、次のとおりです。利用人数は年によって上下していますが、概ね1万6千人で推移しています。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で大幅に減少しました。一方、管理・運営費は約 10,000 千円前後で推移しています。

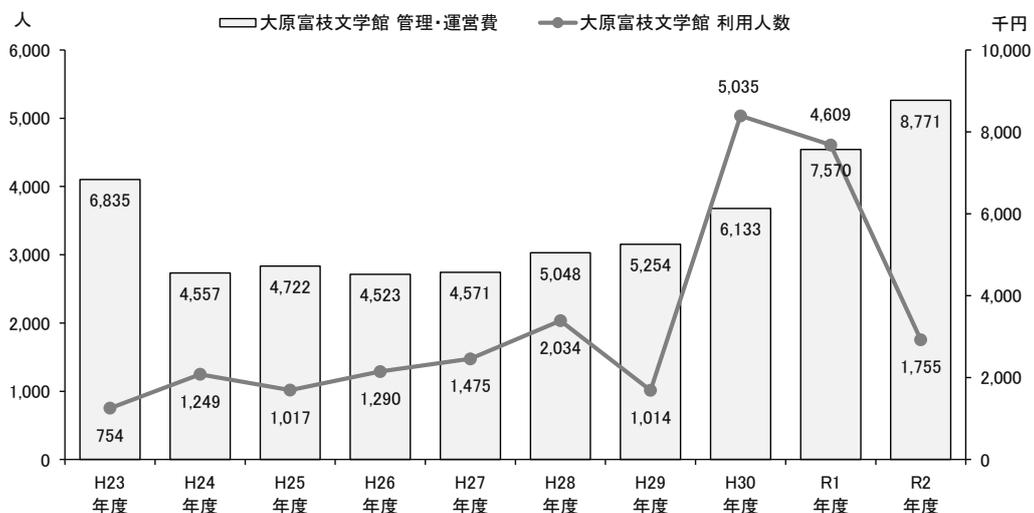
プラチナセンターの利用状況



大原富枝文学館の利用状況及び管理・運営費の推移は、次のとおりです。利用は平成 22(2010)年度以降増加傾向にあり、平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度には、高知県事業「幕末維新博」の会場として指定され、企画展が開催された関係で大幅に増加しました。一方、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で減少し 1,755 人となっています。

管理・運営費は平成 27(2015)年度までは 4,500 千円前後で推移していましたが、近年は増加しており、令和 2(2020)年度で 8,771 千円になっています。

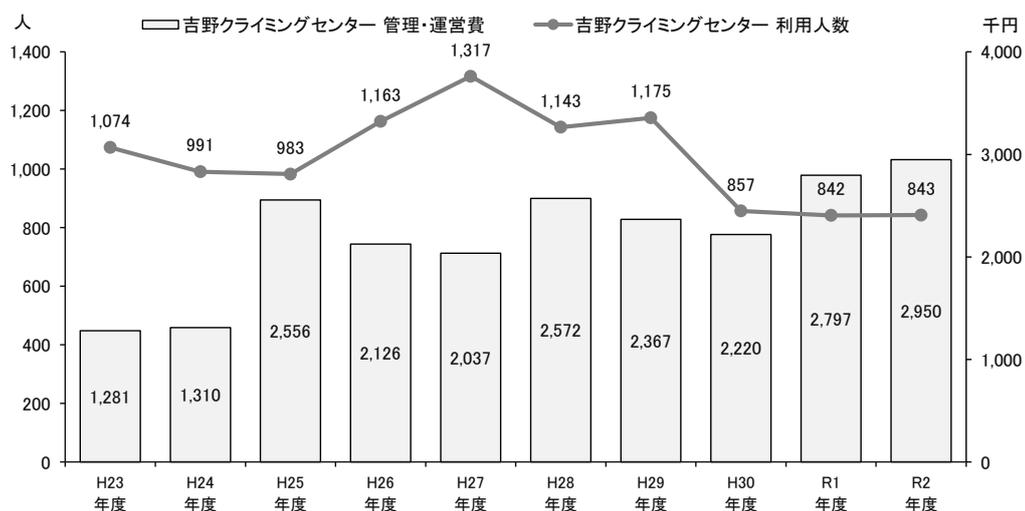
大原富枝文学館の利用状況



吉野クライミングセンターは、クライミング人気なども相まって、平成 27(2015)年度まで利用者が増加傾向でしたが、近年利用者が減少しており、令和 2(2020)年度では 843 人となっています。

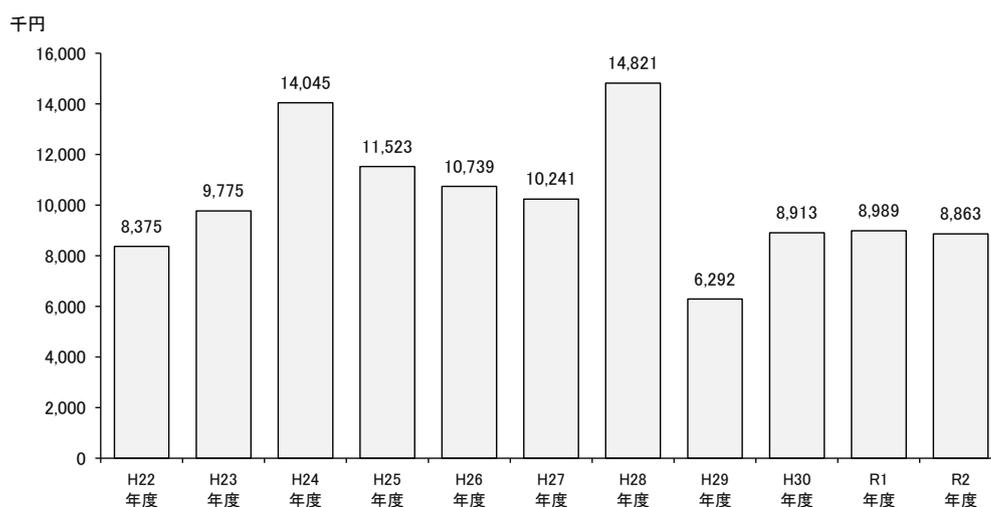
管理・運営費は、平成 25(2013)年度以降、2,500 千円前後で推移し、近年増加傾向にあり、令和 2(2020)年度では 2,950 千円となっています。

吉野クライミングセンターの利用状況



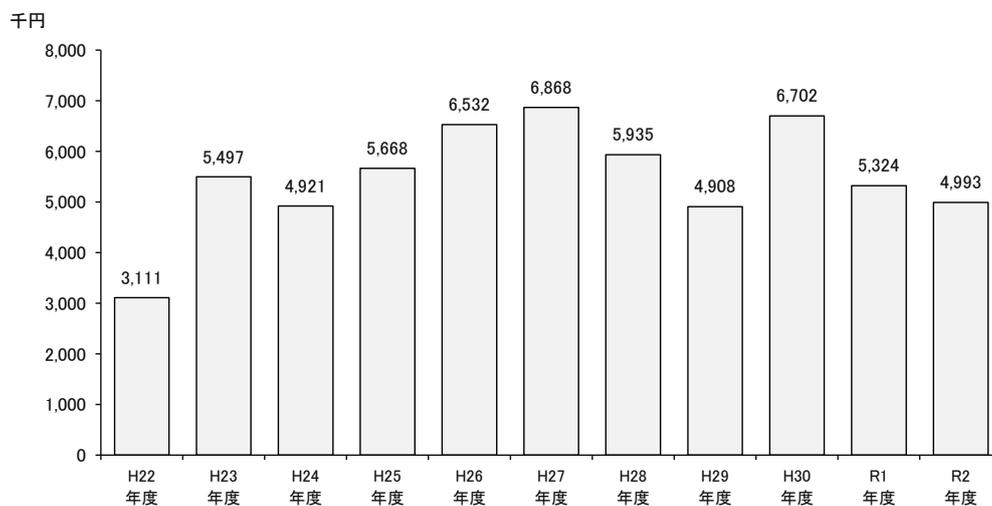
町の決算報告での公営住宅管理費は、年ごとに維持管理の内容が異なるため、単純な比較はできませんが、平成 24(2012)年度以降減少傾向であり、近年は 8,900 千円前後で推移しています。

公営住宅管理費の状況



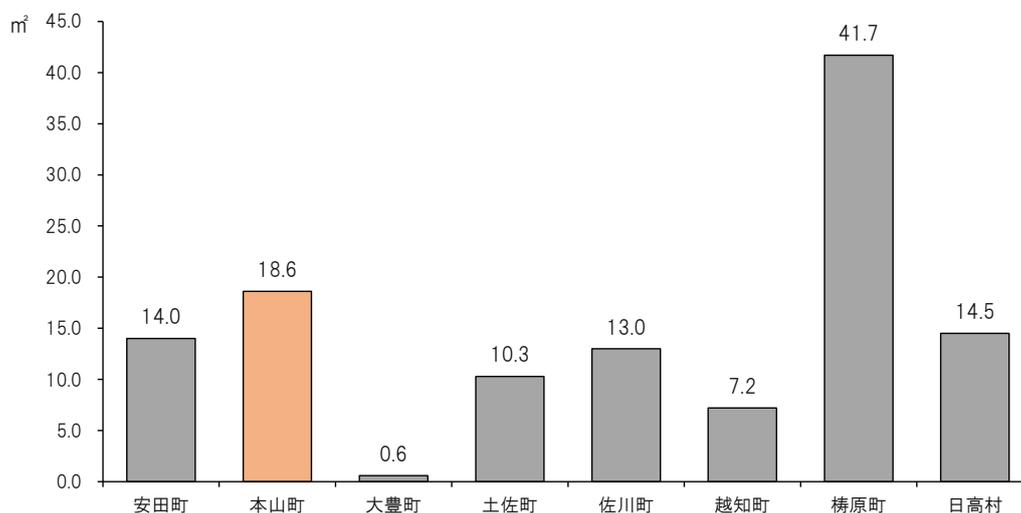
公園管理費は平成 22(2010)年度から平成 27(2015)年度にかけて増加傾向でしたが近年は減少しており、令和 2(2020)年度では 4,993 千円になっています。

公園管理費の状況



町民一人当たりの公園面積は、同規模の周辺自治体と比べても広いことがわかります。

人口一人当たりの公園面積

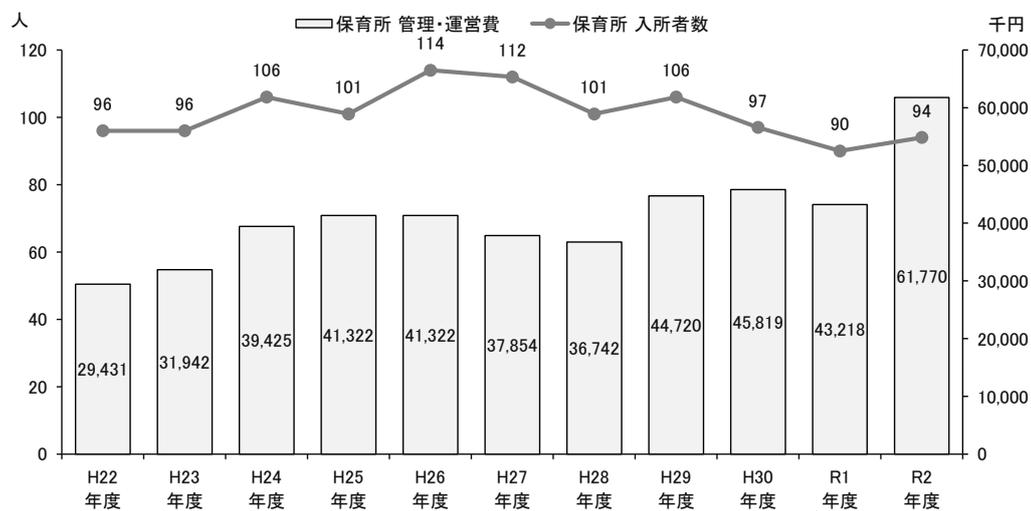


※出典: 高知県市町村便覧 (令和 3 年度版)

保育所の入所者数は100人前後で推移していますが、近年減少傾向にあり、令和2(2020)年度では94人となっています。

一方、保育所の管理・運営費は、人件費の増加などが原因で平成22(2010)年度以降、増加傾向であり、令和2(2020)年度では61,770千円となっています。

保育所入所者数及び管理・運営費の推移



④インフラ系

道路・橋梁・簡易水道の状況は次のとおりです。

●道路

道路の分類別面積及び延長(令和3年3月現在)

分類	件数	道路部面積(㎡)	実延長(m)
第1級町道	5	57,545.73	7,466.40
第2級町道	9	148,129.18	24,361.70
その他	185	488,108.87	89,931.48
農道	100	90,006.70	47,715.00
林道	11	82,359.68	25,749.90
合計	310	866,150.16	195,224.48

●橋梁

橋梁の分類別面積及び延長(令和3年3月現在)

分類	件数	橋梁面積(㎡)	実延長(m)
PC橋		1,965.29	449.2
RC橋		980.15	266.7
鋼橋		2222.36	474.8
石橋		7.46	2.4
合計	74	5175.26	1193.1

※PCとは「プレストレスト(Prestressed)コンクリート(Concrete)」の略。緊張材によってプレストレス(荷重によってコンクリートに生ずる引張応力を打ち消す目的で、あらかじめ計画的にコンクリートに与える圧縮応力)を与えられたコンクリートを使った橋をPC橋という。

※RCとは「リインフォースドコンクリート(Reinforced-Concrete)」の略。鉄骨材で補強されたコンクリートを使った橋をRC橋という。

●簡易水道

上水道の管径別延長(令和3年3月現在)

	導水管(m)	送水管(m)	配水管(m)
総延長	1,194	11,159	48,578

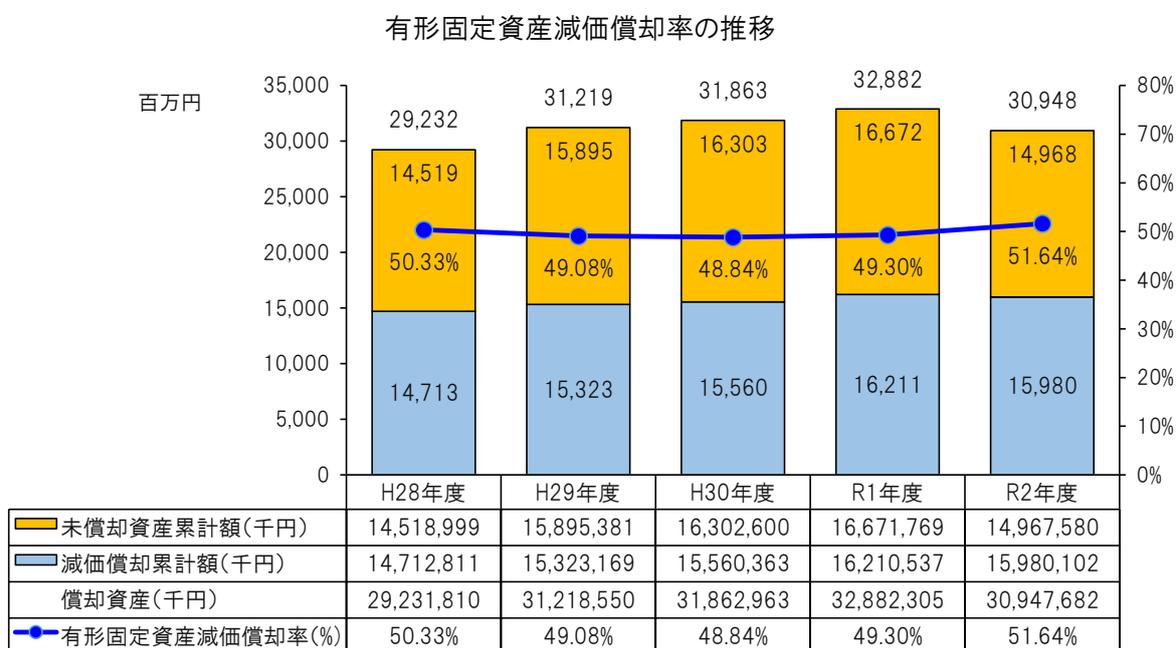
(5)有形固定資産減価償却率の推移

本町では、平成 28(2016)年度決算から作成手法を「統一的な基準」に移行して財務書類を作成しています。この財務書類の有形固定資産明細から算出した「有形固定資産減価償却率」の推移を示します。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができるものです。

全体の有形固定資産減価償却率は平成 28(2016)年度から、更新住宅の整備やアウトドアヴィレッジ MOTOYAMA の整備などに伴いやや減少しましたが、令和 2(2020)年度には 51.64%に増加しています。

全体として法定耐用年数の半分以上を経過していると考えられ、今後、年々その比率が増加していくと見込まれます。



資料:財務書類(附属明細書 有形固定資産の明細)から計算

計算式:有形固定資産減価償却率=減価償却累計額÷(償却資産の貸借対照表計上額+減価償却累計額)

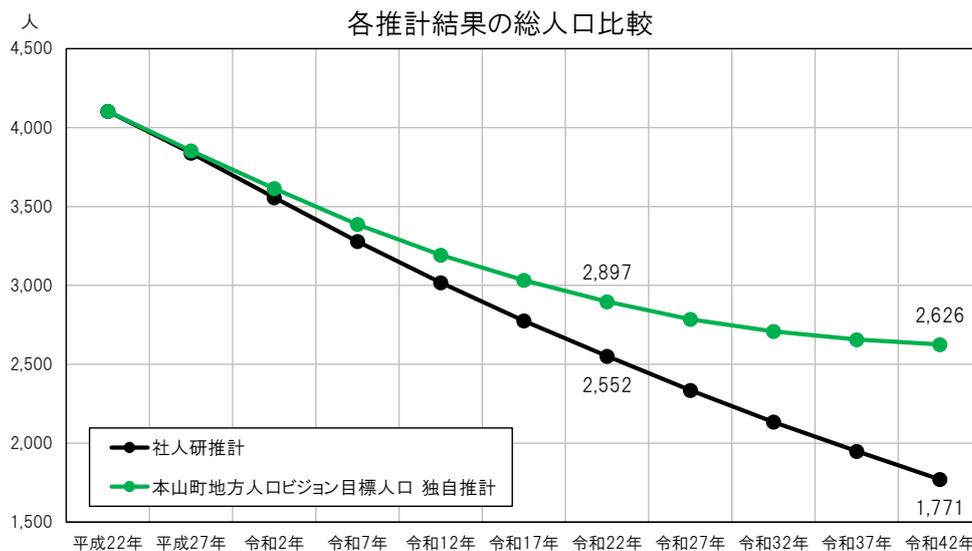
2. 人口や施設の維持管理コストの将来推計

(1) 人口の推計

「第7次本山町振興計画」における目標人口は、平成27(2015)年度に策定した「本山町地方人口ビジョン」及び令和元(2019)年度に策定した「本山町ひと・しごと・まち創生総合戦略」に基づく施策を推進することに加え、「第7次本山町振興計画」に示した方針に従い、住みよいまちづくりを目指すとともに、人口減少の緩和を図り、町の活力の維持に全力で取り組むことで令和11(2029)年度における目標人口を3,000人としています。

「本山町地方人口ビジョン」における将来人口推計では、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」とする)の推計をもとに、中長期の視点として、合計特殊出生率を上げ子どもの出生数を増やすこと、より短期的な人口増加策として、移住・定住施策を強化すると共に、町外への転出を減らすことで社会減の幅を食い止めるというポイントで、町独自の将来人口の推計ならびに目標人口の設定を行っています。

人口ビジョンにおける本町の目標人口は令和22(2040)年で2,900人(社人研推計比+13.6%)、令和42(2060)年は2,600人(社人研推計比+46.8%)ですが、推計の基準である平成22(2010)年の人口4,103人と比べると、令和22(2040)年は29.3%の減少、令和42(2060)年は36.6%の減少となり、人口の大幅な減少は避けられない推計となっています。



	平成22年 実績	平成27年 実績	令和2年 実績	令和7年	令和11年	令和12年
振興計画目標人口					3,000	
社人研推計	4,103	3,572	3,261	3,279		3,108
目標人口設定のための町の独自推計	4,103	3,573	3,261	3,387		3,193
	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	平成42年
社人研推計	2,776	2,552	2,336	2,135	1,949	1,771
目標人口設定のための町の独自推計	3,033	2,897 目標値2,900	2,786	2,709	2,657	2,626 目標値2,600

※平成22年の実績人口4,103人は社人研推計の基準とした人数

(2) 施設の維持管理コストの推計

① 更新費用の策定根拠

活力と魅力ある地域づくりを推進するために設立された一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)が作成した『公共施設等更新費用試算ソフト』(以下試算ソフト)を用いて、将来の更新費用の見通しを試算しました。本ソフトは、公共施設マネジメントの第一歩として活用できるよう、無償配布されています。全国で、高度経済成長期に整備された公共施設等の改修や補修が、今後 30 年程度で特に集中することが予想されることから、今回 40 年という期間が設定されており、本町もそれを活用し更新に係る経費を推計します。

《公共施設(建築物)の試算条件》

- ・試算期間は 40 年間で設定
- ・耐用年数の設定: 目標耐用年数を 60 年とする(日本建築学会『建築物の耐久計画に関する考え方』より)
- ・更新年数の設定

建設時より 30 年後に大規模改修を行い、60 年間使用して同床面積で建替えと仮定する。

現時点で建設時より 31 年～50 年未満の施設は、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定する。

現時点で建設時より 50 年以上を経過しているものは、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定する。

《更新費用の算定》

更新費用は床面積に単価を乗じて算出。単価は、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や設定単価等をもとに総務省が設定した以下設定単価をもとに計算する。

	建替え	大規模改修
町民文化系・社会教育系・行政系施設等	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、子育て系施設等	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

	算定根拠	更新単価
道路	国土交通白書に示された舗装耐用年数 10 年、一般的な供用耐用年数 12～20 年より、15 年に 1 度全面的に舗装の打ち替えを行うものとして算出。	一般道路: 4,700 円/㎡ 自転車歩行者道: 2,700 円/㎡
橋梁	法的耐用年数より、構築年度から 60 年で全面更新するものとして算出。	PC 橋、RC 橋、石橋、木橋: 425 千円/㎡ 鋼橋: 500 千円/㎡ (構造不明の場合は、448 千円/㎡)
上水道系	法的耐用年数より、構築年度から 40 年で全面更新するものとして算出。	9 千円/m～

※道路は、舗装率を考慮しているほか、町独自の単価で算出しているものもある。

②更新費用の試算(全ての施設を維持更新する場合)

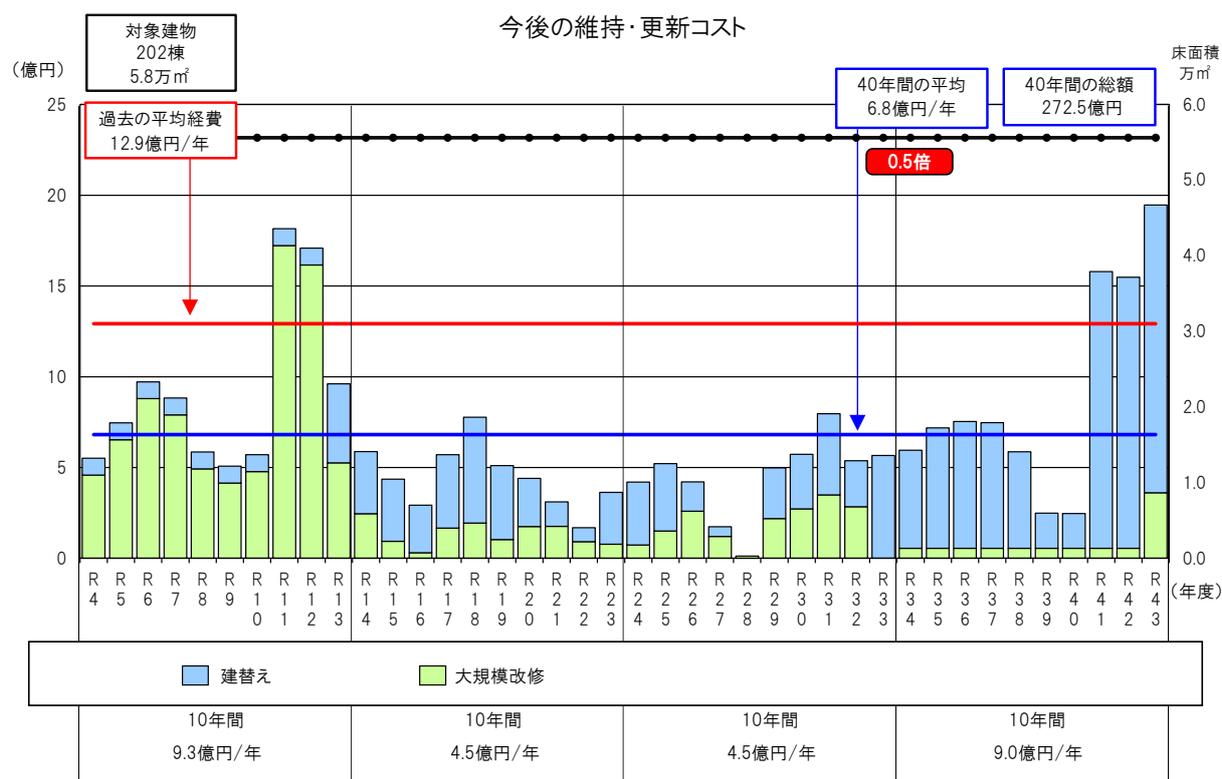
●公共施設の更新費

計画対象の公共施設等を全て保有し続けた場合、必要な建物更新費を試算しました。

令和 4(2022)年度以降 40 年間の更新費総額は約 272.5 億円、年平均で約 6.8 億円となります。

令和 13(2031)年度までは、築 31 年以上の公共施設の大規模改修を見込む試算に、さらに令和 33(2051)年度～令和 43(2061)年度を中心とした時期は、既存施設の建替えを見込んだ数値となっています。

過去 5 年間(平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)の平均経費(普通建設事業費と維持修繕費の合計 12.9 億円)と比較する今後の年平均更新費は約 0.5 倍の見込みです。



●道路更新費

今のまま全ての道路を維持した場合の必要コストを試算しました。総面積で試算し、舗装状況を考慮したところ、年間で 2.7 億円、40 年間で 108.6 億円かかることが見込まれます。

●橋梁更新費

今のまま全ての橋梁を維持した場合の必要コストを試算しました。総面積で試算したところ、年間で 0.4 億円、40 年間で 15.5 億円かかることが見込まれます。

●簡易水道更新費

今のまま全ての上水道を維持した場合の必要コストを試算しました。総延長で試算したところ、年間で 1.5 億円、40 年間で 59.5 億円かかることが見込まれます。

③町全体の更新費用の推計(全ての施設を維持更新する場合)

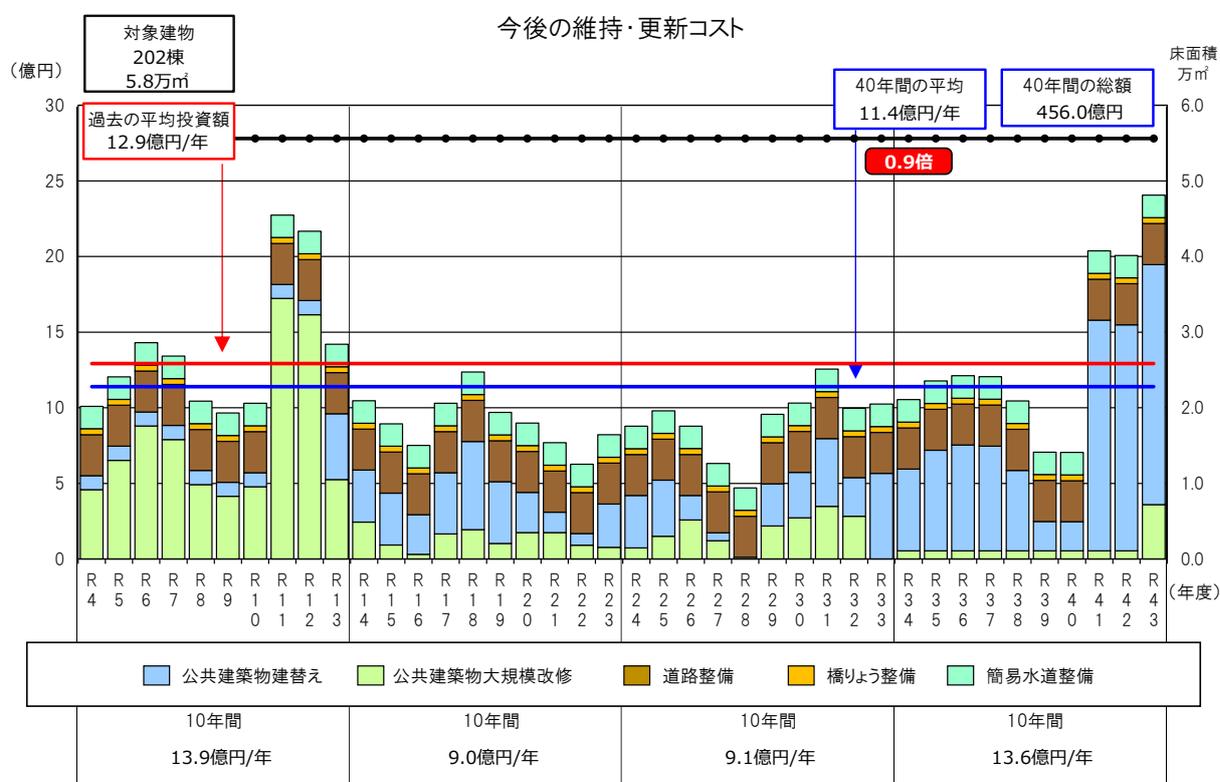
●公共施設等(ハコモノ+インフラ)の更新費

このまま公共施設等(ハコモノ+インフラ)を全て保有し続けた場合の必要コストを試算しました。

今後 40 年間の更新費用総額は約 456.0 億円、年平均で 11.4 億円となり、過去数年間の投資的経費の平均(12.9 億円)と比較すると約 0.9 倍になります。

ここ数年間の投資的経費は平均 12.9 億円で推移しています。また過去 10 年間の平均では 9.5 億円となります。近年、投資的経費が増加しているのは、平成 22(2010)年度以降、総合保育所整備事業や学校耐震・大規模改修事業、学校給食センター整備事業、アウトドアの里づくり拠点事業、定住住宅支援整備事業、改良住宅更新事業などを展開したことが主な要因です。

この試算では、今後も過去投資額と同程度を確保していくことが必要になることを示しています。



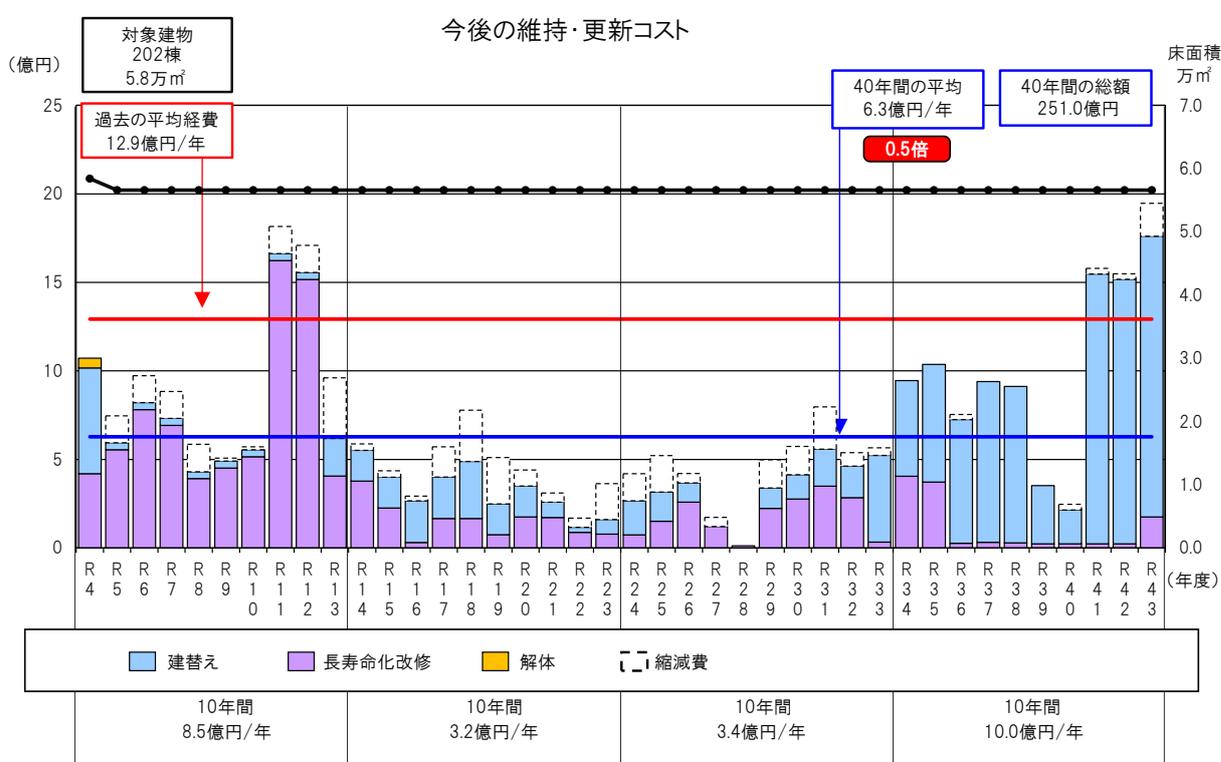
④更新費用の試算(個別施設計画等を考慮した場合)

●公共施設の更新費

計画対象の公共施設等について、これまでに策定した個別施設計画において長寿命化改修を行うことで使用年数を 60 年又は 80 年に延ばすことや、廃止となった施設について建替えしないなどを考慮して今後 40 年間の更新費用総額を試算しました。

令和 4(2022)年度以降 40 年間の更新費総額は約 251.0 億円、年平均で約 6.3 億円となる見込みです。

計画対象施設を全て維持する場合に比較して、40 年間総額で約 21.5 億円、年平均で約 0.5 億円の縮減が期待できる見込みです。



●道路更新費

道路の更新費用については、②に示したとおり、年間 2.7 億円、40 年間で 108.6 億円とします。

●橋梁更新費

橋梁更新費用については、平成 29 年度に策定した「本山町橋梁長寿命化修繕計画」に示されている今後 50 年間の維持管理事業費(2,275,043 千円)とし、年間で 0.5 億円、40 年間で 18.2 億円とします。

●簡易水道更新費

簡易水道の更新費用については、②に示したとおり、年間で 1.5 億円、40 年間で 59.5 億円とします。

⑤町全体の更新費用の推計(個別施設計画等を考慮した場合)

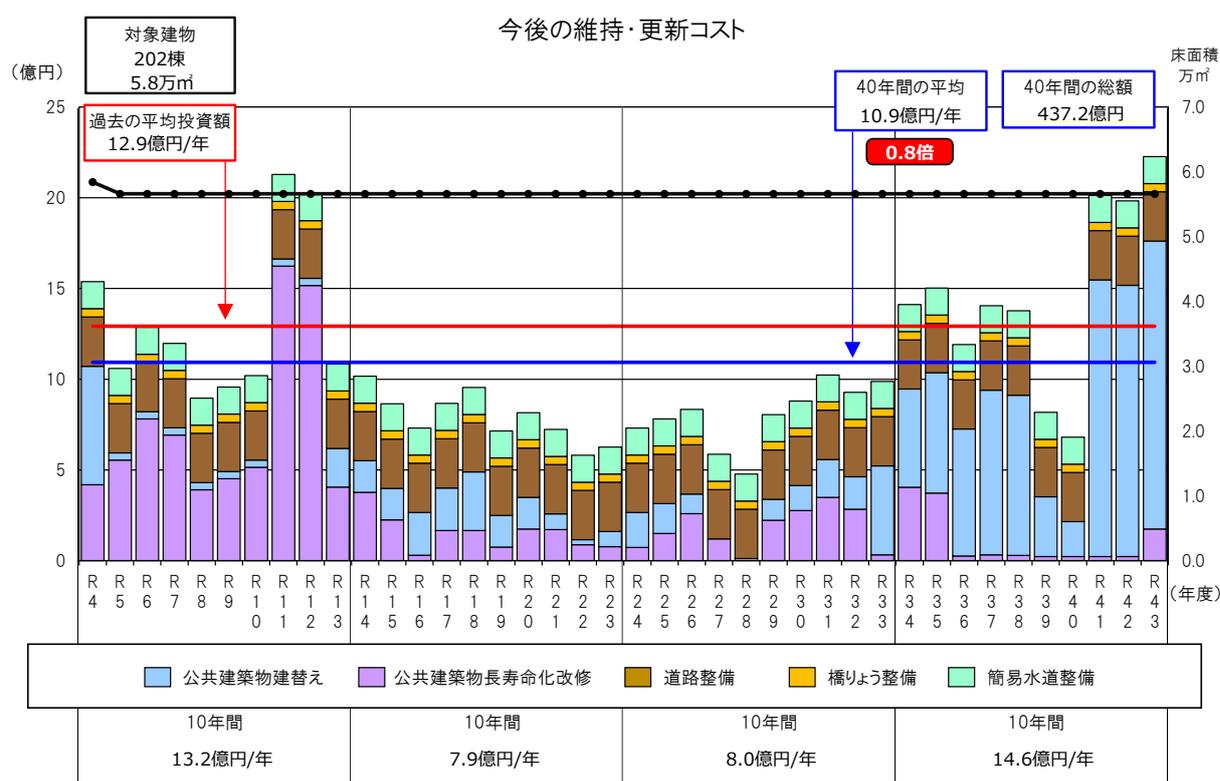
●公共施設等(ハコモノ+インフラ)の更新費

計画対象の公共施設等について、これまでに策定した個別施設計画等を考慮して今後40年間の更新費用総額を試算すると、更新費用総額は約437.2億円、年平均で10.9億円となり、過去数年間の投資的経費の平均(12.9億円)と比較すると約0.8倍になります。

また、計画対象施設を全て維持する場合に比較して、40年間総額で約18.8億円、年平均で約0.5億円の縮減が期待できる見込みです。

一方、ここ数年間の投資的経費は、学校給食センター整備事業、アウトドアの里づくり拠点事業、定住住宅支援整備事業などを展開したことが主な要因で投資的経費の増加が続いており、さらに、令和4(2022)年度竣工予定で新庁舎の整備も進められているところです。

この試算では、今後も過去投資額と同程度を確保していくことが必要になることを示しています。しかしながら、人口ビジョンで示されているとおり、人口減少は避けられない状況にあり、それに伴う税収減など厳しい財政状況を考えると近年の投資額を今後も確保していくことは難しい状況にあると考えられます。



第3章 現状や課題に関する基本認識

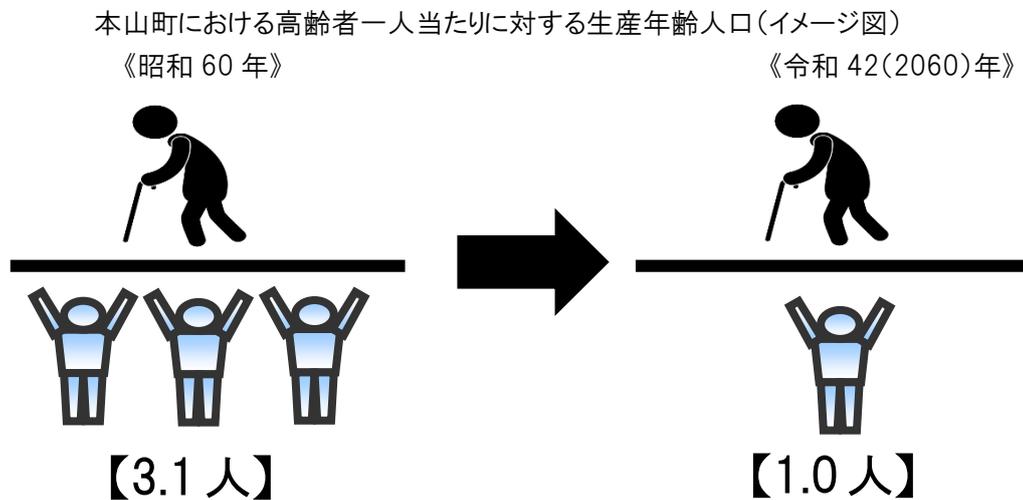
1. 現状分析と将来展望を踏まえた課題の整理

ここまで見てきた状況から、公共施設等の維持管理の視点における本町の状況を整理すると、次のとおりとなります。

▶人口減少×維持コスト増加への対応

少子化・超高齢化による人口構造の歪みは、地域社会の活力低下を引き起こし、結果として町の持続性を根本から揺るがす可能性を持ち得ています。中でも深刻なのは、いわゆる現役世代(15歳～64歳の生産年齢人口)が一貫して減少していくことです。社会の中核を担うこの層の減少は、社会活力の維持や町を支える労働力の確保という点で、非常に大きな課題となります。

一般的に、65歳以上人口の割合が総人口の21%を超えると、「超高齢社会」といわれていますが、本町の場合、令和2(2020)年度において47.8%になっており、すでにその状態を大幅に超過しているのみならず、人口ビジョンの推計では、将来一人の現役世代が一人のお年寄りを支えるという状況になることが予想されています。



また管理運営コストが同じとしても人口が減少するということは、インフラの場合は住民一人当たりの、特定の利用者のいるサービス施設の場合は、受益者一人当たりの維持管理コストが増える、ということを意味します。この状況に対応していくには、施設のあり方を根本から見直す必要があります。その場合の見直しのポイントとして、機能的な面での複合化や集約化という観点が求められています。また、現在でも広域行政事務組合で行われている事業もありますが、それ以外にも広域で施設を活用したり、周辺自治体の利用者を増やすといった試みが可能な事業はないか、検討する状況にあるといえます。

▶嶺北の中心地としての将来のまちづくり構想との関連性

本町はかつて本山簡易裁判所を有していたほか、今でも嶺北4町村を診療圏とする一般病床をもつ公立病院や、全国でも珍しい同居連携型中高一貫教育に取り組む中学高校を有するなど、嶺北地域の中心としての役割を担っており、広域的な視点での施設整備も求められています。

中期的な視点では、人口減少を食い止め、まちに仕事をつくり、移住を促し、その後も住み続けてもらうための施策を取りまとめた「第2期本山町ひと・しごと・まち創生総合戦略」を策定し、現在はその政策目標の実現に向けた、各種施策・事業の実施を行っています。

その中では、集落の活力づくりとまちの拠点機能の充実で持続可能な地域をつくるため、まちの拠点施設における生活支援機能の充実や、集落拠点とまちの拠点機能の連携を進め、持続可能な地域づくりのための基礎をつくるとしています。また、移住・定住希望者の希望をかなえる住宅の整備と確保を進め、人口減少に歯止めをかけるとしています。さらに、交流人口拡大の推進と観光強化を図るため、「アウトドアヴィレッジ本山」を総合的なアウトドア拠点として位置づけ、高知県や近隣町村との広域連携で、豊富な自然資源を活用したアウトドア体験づくりによる交流人口の拡大を進めるとともに、町内の交流事業等と連携しながら地域の経済活動の活性化を図るとしています。

このような点を考慮しながら、長期的視点で、持続可能なまちづくりを進めていくため、人口や行政サービスに見合った事務運営と効率化、周辺地域との広域連携の推進などが課題です。

▶老朽化が進行している町内施設に対する対応

本町の公共施設の多くはいわゆる高度成長期である1970年代に建設されたものであり、現在の耐震基準を満たしていないものが多数含まれています。現庁舎については、災害対策本部設置に必要な耐震基準に対応しておらず、別の場所に本部を設置する必要がある状況です。このため、令和4(2022)年度の完成を目指して新庁舎を整備しています。

同様に大原富枝文学館なども老朽化が進行しており、現状のまま使い続けることには限界があり、施設の建替えを含めた検討が喫緊の課題です。

また、町営住宅についても同様です。計画に沿って順次建替えや除却を進めていますが、老朽化に伴う劣化、現在の一般的な居住水準を満たしていない住宅がある、バリアフリー対策がなされていないという点などが、安全性や機能維持に関する問題点として指摘されており、令和2(2020)年度に策定した「本山町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕・改善及び建替えにかかる事業を進めていく必要があります。

▶個別施設の検討にあたっては歴史的・地理的状況の尊重が必要

地区毎に設置されている集会施設等は、それぞれに管理を任せ主体的に運営がされています。これらの施設は地域住民のコミュニケーションの場としては欠かすことができないものであるため、単に利用者数や利用率などで、その必要性を判断することは難しい施設です。また、教育施設についても、これまでに保育所1施設、小学校2施設、中学校1施設(中高連携校)にまで集約されており、これ以上の集約は難しく、令和元(2019)年度に策定した「学校施設等長寿命化計画」に基づき適正に維持管理していく必要があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理 に関する基本的な方針

1. 基本理念の設定

(1) 公共施設管理の基本理念

町が管理運営する公共施設等の課題に対しては、安全・安心に利用でき、次世代が維持可能なものとするために、行政だけでなく住民一人ひとりが理解して取組んで行くことが重要です。

そこで公共施設等の総合的な管理にあたっては、以下の基本理念で取組みます。

**住民が安心して快適に暮らし続けられる、
持続可能な『天空の郷』を目指す**



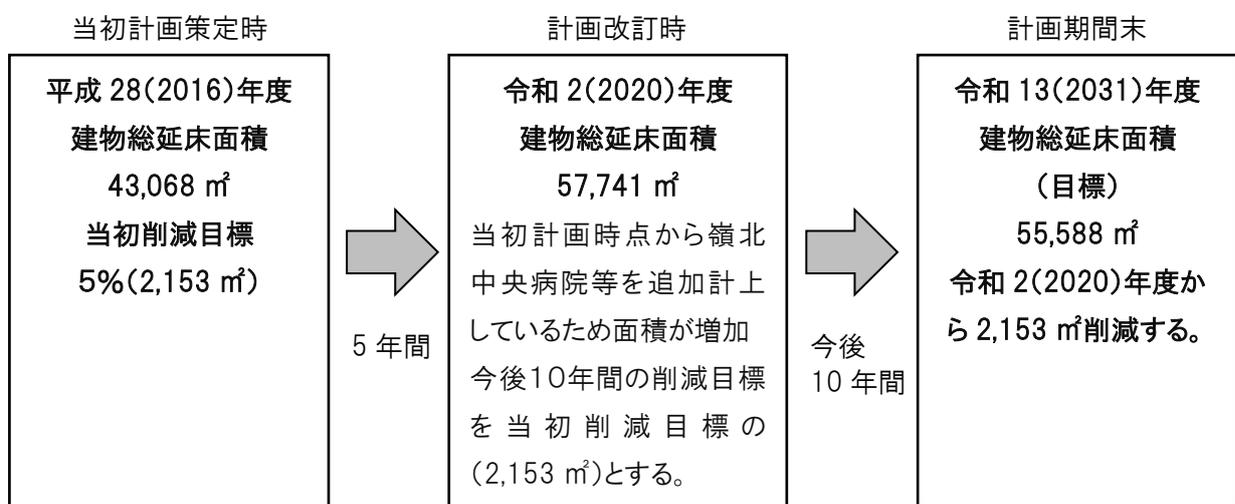
2. 全体目標の設定

建設系施設とインフラ系施設に大別した上で、マネジメントを推進するにあたっての基本目標を設定します。

(1) 施設・建物系の目標設定

① 施設総量(総床面積)について

将来の人口動向や財政動向を踏まえ、新規の公共施設(建物)は供給量を適正化することとします。公共施設の統合や廃止、規模縮小について継続的に検討・実行を進めることにより、保有する公共施設の全体面積については、今後 10 年間で平成 28(2016)年度時点の床面積に対して5%(2,153 m²)削減することを目標とします。



② 新規整備や施設の更新・建替え・集約化について

単独施設での新規整備は、慎重に検討することとします。なお、嶺北地域の拠点として位置づけられている本町の特性から、地域全体の活性化ならびに住民や企業等に必要と判断される施設については、費用対効果や地域経済の活性化を考慮した上で、決定することとします。

既存施設を改築、改修する場合についても、施設の統廃合、複合化、多機能化を基本とすることで、町としての施設の管理運営費の縮減を図ります。また、利用者が特定団体などに固定化している施設については、譲渡等についてもその可能性を検討します。

③施設の維持ならびに管理運営コストについて

これまで以上に予防保全型の維持管理・修繕を念頭に置き、中長期で機能を維持させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に取り組めます。管理運営体制については、地域住民や団体による協力など民間のさらなる活用を、また指定管理者制度の導入についても、メリット・デメリット等を把握した上で検討します。利用率が低い施設や、老朽化して実質的に遊休化している施設については、その機能を移転した上で、除却または売却、貸付等を検討します。その際には、例えば、移住者並びに町外企業の経営ノウハウの導入等による多様な管理運営手法を活用した施設のあり方の検討、地域おこし協力隊などの提案を取り入れた活用が可能となる受け皿づくりなどについてもあわせて検討します。

(2)インフラ系の目標設定

インフラ系施設は、日常生活や社会経済活動に欠かすことのできない社会基盤であり、公共建築物と比較し総量を縮減することが現実的には困難であることから、計画的な改修を行うことで安全性の確保と長寿命化を図り、サービスの維持とライフサイクルコストの縮減に取り組めます。

生活に直結した町道の改良・整備については、各種補助事業等を導入し整備を図り、地域との協働により安全な道路・機能確保のために、維持管理に努めます。また、町道・林道等、災害に強い道路・安全な道路の整備を図ります。

橋りょうについては既に策定している長寿命化計画や点検結果等に従い、維持管理、修繕、更新等を進めていきます。

簡易水道事業については、財務状況の明確化及び透明性の向上を図り、経営の効率化と健全化を推進するため、令和 6(2024)年度から会計方式を「公営企業会計方式」に移行し、地方公営企業法を適用して、経営戦略に基づき事業運営にあたります。

3. 基本目標の設定

(1) 点検・診断等の実施方針

日常点検と定期点検・臨時点検などを必要に応じて実施し、点検履歴を記録し、施設の老朽化対策に活用します。施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を中心に診断を実施します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性や環境負荷の影響等についても評価を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 維持管理・修繕の実施方針

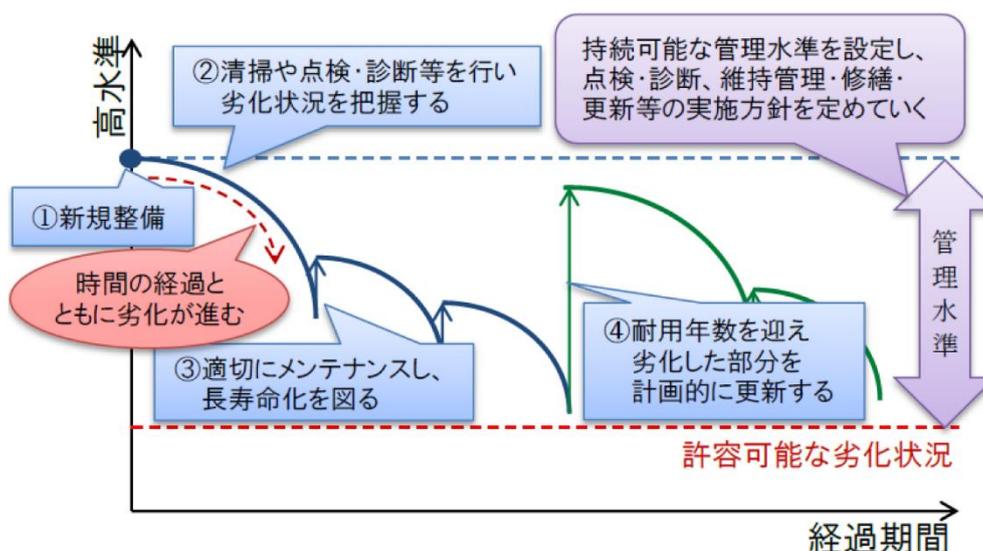
施設を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、公共団体が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を維持します。建物の環境を常に衛生的な状態に維持するため、清掃をこまめに行い快適性を高めます。また廃棄物の軽減に向けた工夫を行います。維持管理及び修繕内容を管理し、計画的・効率的に行うことによって、費用を平準化しトータルコストの縮減を目指します。

② 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生する度に対応する事後保全ではなく、長期的な実行計画を策定し、施設の更新・改修を実施していくことが重要です。

建物を更新することなく長期間有効的に活用するためには、建築の基本性能を、現在の利用目的に合致した最適な状態に維持させることが必要です。そのためにも、内装や設備に関しては計画的に保全します。

維持可能な管理水準の設定イメージ



(3)安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するだけでなく、資産や情報の保全もその目的の一つです。また万一の災害に遭遇したときには、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を平時から整えるための備えも求められています。施設の安全性及び耐用性の観点から、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性に係る安全確保に努めます。

インフラにおいては、施設の自然災害及び経年劣化による構造躯体、仕上材及び付帯設備の重大な不具合あるいは崩壊・崩落に対する安全性の確保が求められています。危険性が認められた施設については、安全性評価の内容に沿って、安全確保のための改修を実施します。

(4)耐震化の実施方針

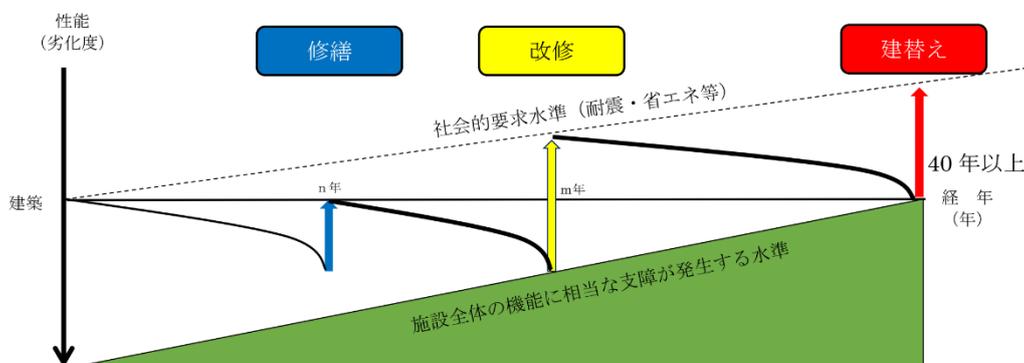
本町では、町の既存建築物についても順次耐震診断を行っています。耐震改修と耐震補強の状況及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率や効用等の高い施設については、重点的に対応しています。

町有建築物は、平常時における町民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも耐震性の確保が強く求められているため、今後も保全状態や将来的な利用方針を検討した上で、耐震改修に必要な整備計画を検討し、計画的・効率的な耐震化を進めます。

(5)長寿命化の実施方針

一般的に建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、40 年程度を経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。また、要求性能レベルは時間が経つにつれてその後建てられた新築建造物と比較されることにより上昇します。すなわち、要求性能レベルのプラスの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。建替え周期は大規模改修工事を経て 60 年としますが、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。

修繕、改修、建替えのサイクルイメージ



改修の目安

区分	工事内容	改修目安※
建物	屋上防水、屋根塗装、外壁塗装、建具、内装	20～30年
電気	照明器具、受変電設備、幹線、配線器具	15年
空調	空調機器、ダクト、配管類	13～15年
給排水	機器類(ポンプ等)、受水槽、衛生器具	15年
昇降機設備	制御盤、昇降レールなど	15～17年

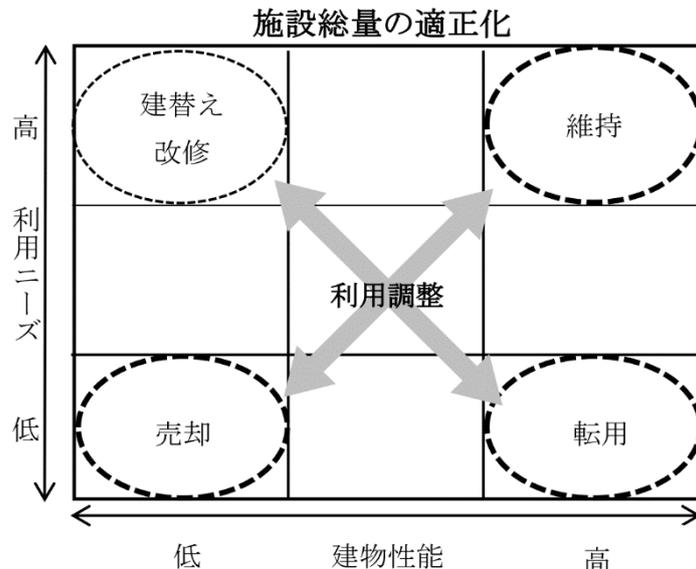
※改修目安は、国税庁の定める法定耐用年数です。

(6) 統廃合や廃止の推進方針

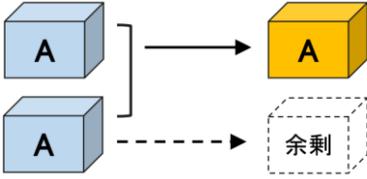
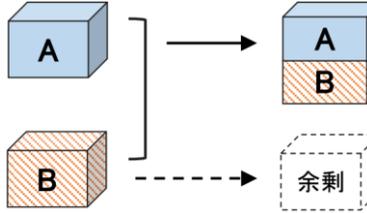
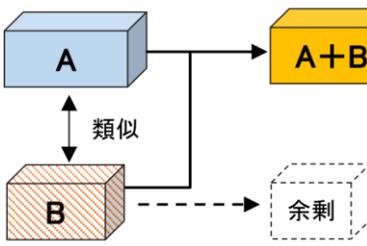
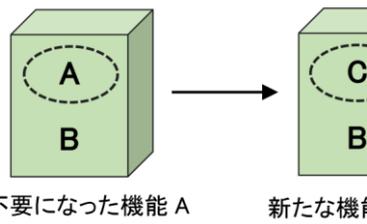
必要な機能を確保しつつ更新前と同等以下の施設規模とすることを基本とし、複合化等による総量削減を進めます。新たな施設を建設する場合は、機能強化を前提とし、本町の拠点として備えるべき機能や設備、望ましい設置場所といった多面的な観点から検討します。このほか、近隣の施設との連携による施設の共用化や、民間施設の活用による建替えに頼らない代替サービス提供の可能性を含め、幅広く検討する環境を整備します。

(7) 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

現在使用していない、もしくは将来の使用予定が確定していない資産については、売却処分等による積極的な有効活用を検討するほか、施設機能を維持したままでの民間や地区への移譲についても協議を進めます。



具体的な手法のイメージ

手法	内容	取組イメージ
(ア)集約化	ニーズや利用状況などを踏まえ、同一ニーズの複数の施設をより少ない施設規模や数に集約する。	
(イ)複合化	ニーズや利用状況などを踏まえ、余剰スペースの周辺の異種用途施設を同居させる。	
(ウ)類似機能の統合	設置目的は異なるが機能が類似している複数の施設を施設サービス向上の観点から統合する。	
(エ)用途転用	不要となった機能のスペース又は施設に新たな機能を導入する。	

(8) 広域連携・民間活力の利用方針

公共サービスの提供には、一つの自治体で全ての整備・管理を行うことに留まらず、国や県をはじめ、周辺自治体との施設相互利用を行うといった広域連携が推奨されています。

本町においても 3 町 1 村(大豊町・本山町・土佐町・大川村)で構成する嶺北広域行政事務組合において、消防・救急、学校給食、ごみ処理等の事務を行っています。また、平成 30 年 4 月 1 日よりスタートした「れんげいこうち広域都市圏」による行政事務共同化の取組みについても推進します。

また、移住定住の促進や観光・交流人口の拡大など、経済活動の活性化等を進めるため、民間活力を活用した官民連携、地元自治会との連携も進めていきます。

(9)ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン※2020 行動計画」(平成 29 年2月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)においてユニバーサルデザインの街づくりの考え方が示されました。

また、SDGs※における 17 の目標の中には、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」などが掲げられており、多様な人が平等で暮らしやすい社会の構築を目指すことが求められています。

これらの内容を踏まえ、本町においても、今後、維持していく公共施設等の修繕・更新時には、誰もが平等で快適に利用していただけるようにユニバーサルデザイン化を推進します。

※ユニバーサルデザイン: 国籍、老若男女、障害・能力の如何を問わずに誰にとっても利用しやすくデザインすることです。

※SDGs:「Sustainable Development Goals」の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットのことです。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設

① 町民文化系施設

〔集会施設〕

施設の現状	方針
各コミュニティセンター(7箇所) 各地区集会所(9箇所) <p>◆集会施設は、地域住民の憩いの場、幅広い世代が交流できる場として、活用されています。</p> <p>また近年、災害時の避難場所として、耐震化やバリアフリー化改修が行われています。</p> <p>指定管理者制度を導入しており施設の運用は地域に委任されています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>地域住民の憩いの場、幅広い世代が交流できる場として、集会機能のある施設は基本的に現状を維持します。老朽が進んでいる集会所については改修や建て直しを検討します。</p> <p>今後更新が必要になる場合には、利用状況に応じた他機能施設との複合化等による数量の縮減を検討します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、管理を委託している地域の協力を得ながら、継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、長寿命化を目指します。現状を踏まえながらも、地域集会施設にふさわしい管理のあり方を、今後検討します。</p>

〔文化施設・公民館〕

施設の現状	方針
本山町プラチナセンター 中央公民館・吉野公民館 <p>◆プラチナセンターは、文化・芸術の発表や鑑賞の機会、情報の発信・提供を行っており、年間1万6千人余が利用しています。教育委員会が管理運営しています。</p> <p>◆中央公民館は、議会事務局室、議場、さくら図書室として利用されています。施設は総務課が管理し、議会事務局、教育委員会が運営しています。</p> <p>◆吉野公民館は、地区集会所及び役場支所として利用しています。総務課が管理運営しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>文化施設は基本的に現状を維持します。</p> <p>中央公民館の今後については、本庁舎の建替えと併せて今後の活用を検討します。</p> <p>吉野公民館は、基本的に現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、今後とも継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、大規模改修計画を策定し、維持管理のために必要な修繕ならびに長寿命化を目指します。</p> <p>なお、吉野公民館は耐震改修工事が済んでいますが中央公民館は未耐震であり検討が必要です。プラチナセンターは個別施設計画において長寿命化の方針としており、今後も適正に維持管理します。</p>

〔文学館〕

施設の現状	方針
<p>大原富枝文学館</p> <p>◆大原富枝文学館は、作家・大原富枝先生を顕彰する施設として、文学館事業や全国俳句大会などの文化的事業が行われており、年間1,500人余が来館しています。教育委員会が管理運営しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 大原富枝文学館については、老朽化が進んでおり、施設のあり方についても検討します。図書・歴史民俗資料・埋蔵文化財等の整理・展示、図書館機能の運営方法を再確認しつつ、複合施設(仮)の建設を含め、広範に可能性を検討します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。</p>

②スポーツ・レクリエーション系施設

〔スポーツ系施設〕

施設の現状	方針
<p>本山第2町民プール 本山町吉野クライミングセンター 本山町カヌー艇庫 吉野運動公園</p> <p>◆本山第2町民プールは、社会体育施設として、夏季のプール開放事業、防火用水として利用しています。教育委員会が管理運営しています。</p> <p>◆吉野クライミングセンターは、社会体育施設として、ボルダリング・クライミングの練習や各種大会に利用しています。また、一部を放課後子ども教室として利用しています。教育委員会が管理運営しています。</p> <p>◆カヌー艇庫は、社会体育施設として、カヌー保管庫や練習、各種大会に利用しています。教育委員会及びカヌークラブが管理運営しています。</p> <p>◆吉野運動公園は、社会体育施設として、総合型地域スポーツクラブ等の練習や各種大会に利用しています。教育委員会が管理運営しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 スポーツ系施設は基本的に現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、長寿命化を目指します。 なお、吉野クライミングセンターは個別施設計画において長寿命化の方針としており、今後も適正に維持管理します。</p>

〔レクリエーション・観光施設〕

施設の現状	方針
<p>汗見川ふれあいの郷清流館 白髪山ふれあいの村休養センター アウトドアビレッジ本山</p> <p>◆平成 16 年に廃校となった旧沢ケ内小学校が宿泊施設「汗見川ふれあいの郷 清流館」として改修されました。本施設は、平成 24 年6月から県内でも先駆的な事例として汗見川地域の集落活動センターを兼ねています。地域の現状や課題を踏まえ地域の思いを活動に反映させつつ、支え合いながら地域でくらししていくための活動の拠点及び仕組みづくりを進めています。年間 800 名程度の利用があります。</p> <p>◆休養センターは、宿泊棟やバンガロー棟、キャンプサイト、便所、浴室、倉庫等があり年間平均で 370 人ほどの利用があります。管理を委託しています。</p> <p>◆アウトドアヴィレッジ本山は、民間企業との連携で、中・四国随一の自然を活用したアウトドア活動の拠点施設として令和元年 6 月に整備しました。本施設を活用し、さらなる観光・交流人口の拡大を目指しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 レクリエーション・観光施設は本町の持つ地理的な条件及び施設の社会的役割を考慮し、基本的に現状を維持します。本町の地域資源としての森と水を活かした施設の改修や自然体験機能の充実に努めます。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については継続的に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、長寿命化を目指します。 なお、汗見川ふれあいの郷清流館は個別施設計画において長寿命化の方針としており、今後も適正に維持管理します。</p>

③産業系施設

施設の現状	方針
<p>畜産系施設 れいほく畜産ミートセンター 本山町肉用牛繁殖センター</p> <p>林業系施設 寺家木材市場(とさ本山共販所)</p> <p>農業系施設 本山町種苗センター、本山町ライスセンター</p> <p>販売施設 本山町産直・交流施設「本山さくら市」、地域 食材供給施設、本山町産業振興センター</p> <p>共同利用施設 シェアオフィス「もとやま」(旧東部保育所) 本山町地域交流ハウス(ログハウス)</p> <p>◆れいほく畜産は株式会社れいほく畜産による 指定管理者制度による管理を行っています。本 山町肉用牛繁殖センターは平成24年度より本 山町畜産組合による指定管理者制度により管理 運営が行われています。</p> <p>◆寺家木材市場(とさ本山共販所)では、林業系 施設として本山町森林組合が管理を行っており、 年間2万～3万 m³の原木が選別・販売を行って います。</p> <p>◆種苗センター(農業公社事務所)及びライスセ ンターは、農業系施設として、一般財団法人本 山町農業公社が指定管理者として運営していま す。</p> <p>◆本山町直販施設 さくら市は指定管理制度に よる管理を行っています。観光交流施設として県 内外から多くのお客が訪れます。地域食材供給 施設・本山町産業振興センターは雨漏り修繕中 で、現在業務休止中となっています。</p> <p>◆共同利用施設としては、シェアオフィスもとやま 及び地域交流ハウスがあります。保育所を改修し たシェアオフィスは事務室・休憩室からなってい ます。地域交流ハウスの1階は、指定管理者制 度により飲食店として運営され、県内外から多く の方が訪れています。地下はモンベルアウトドア 体験資材置き場として活用されています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 産業系施設は産業・観光の拠点として、基本的に現 状を維持します。地域食材供給施設・本山町産業振 興センターは施設改修後、今後の活用について積極 的に検討します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については、指 定管理団体及び利用者の協力を得ながら、継続的 に行います。ライフサイクルコストの低減を目標に、維持 管理のために必要な修繕ならびに改修を行うことで、 長寿命化を目指します。 なお、販売施設は個別施設計画において長寿命化 の方針としており、今後も適正に維持管理します。</p>

④学校教育系施設

〔学校〕

施設の現状	方針
<p>本山小学校 吉野小学校 嶺北中学校</p> <p>◆学校教育には学校生活の充実により児童生徒が基礎的能力と豊かな人間性、協調性などを学び心豊かでたくましい「生きる力」を身につけることが求められています。</p> <p>本町の小学校中学校の状況は、令和3年(2021)年度学校基本調査において、小学校2校、中学校1校、児童数130人、生徒数53人で、学級数は小学校12学級(うち特別支援学級3学級)、中学校6学級(うち特別支援学級3学級)となっています。児童・生徒数は昨年度と同数となっていますが、今後は減少傾向にあり、部活動など校内活動が十分できないなどの教育課題があります。</p> <p>◆生徒減少による中山間地域教育の振興策として連携型の中高一貫教育に取組み、多くの成果もみられます。ただし、生徒数の減少は高校の存続にも影響を及ぼします。本町の重要な教育課題として連携型の中高一貫教育のいっそうの充実を図る必要があります。</p> <p>◆本山小学校体育館及びグラウンド、吉野小学校体育館は学校開放事業で夜間、休日は社会体育で利用しています。</p> <p>◆本山小学校体育館1階の一室は放課後子ども教室として利用しています。</p> <p>◆嶺北中学校は、県立施設である嶺北高等学校に同居しており、クラブ活動では体育館を共用しています。このため使用出来ない時は、帰全の森体育館を有料利用しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】</p> <p>学校は町域の広さなどを勘案し、基本的に現状を維持します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】</p> <p>日々の点検・診断・報告や維持管理については、各学校の協力を得ながら、継続的に行います。老朽化した施設については、不具合箇所の診断を優先的に実施します。施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築します。</p> <p>児童生徒の安全確保については、特に重視します。</p> <p>新しい教育環境(タブレットや電子黒板などの情報端末機器等の活用)に対応した学校教育施設の整備拡充に努めます。</p> <p>なお、学校施設は個別施設計画において長寿命化の方針としており、今後も適正に維持管理します。</p> <p>嶺北中学校体育館については、不便さもあることから新たに建設する計画を進めます。</p>

⑤子育て支援施設

施設の現状	方針
<p>本山保育所 本山小放課後児童クラブ(本山小敷地内)</p> <p>◆保育所内には「子育て支援センター」も併設しており、絵本貸出しやベビーマッサージ、遠足、散歩などを通じて保育所に入所していない乳幼児や保護者等の交流・憩いの場としても機能しています。</p> <p>◆放課後児童クラブは保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図っています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 本山保育所(子育て支援センターを含む)及び本山小放課後児童クラブは基本的に現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 日々の点検・診断・報告や維持管理については、各施設の協力を得ながら、継続的に行います。子育てバリアフリーの推進をすすめ、ユニバーサルデザインの考え方に沿った整備ならびに、乳幼児連れの利用者に配慮した施設整備を行います。 「子ども目線のものづくりの推進(キッズデザインの推進)」に配慮し、安全かつ安心して育てられるための環境の整備に努めます。</p>

⑥保健・福祉施設

施設の現状	方針
<p>本山町保健福祉センター 本山町社会福祉会館</p> <p>◆保健福祉センターは、年間約 200 回の事業を行っています。施設の維持については、維持修繕で対応しています。</p> <p>◆社会福祉会館は建築されて 34 年を経過しようとしています。修繕は適宜行っていますが、老朽化している設備の交換時期が迫っています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 建築後 30 年以上経過している施設については、大規模な設備の更新時期が迫っていることから、今後の方針について検討を重ねます。 さらに、町の総合福祉ゾーン整備事業に沿った施設の整備を検討しますが、総量(延床面積)については現状維持を目指します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 高齢化の状況を踏まえ、保健・福祉サービスの充実を図りながら、施設の長寿命化にむけ日々の点検・診断・報告や維持管理について、継続的に行います。老朽化している施設については、今の使用にあたり不具合箇所の診断を優先的に実施します。施設利用者の安全及び障害者の自立支援の視点から施設の管理運営を行います。</p>

⑦医療施設

施設の現状	方針
<p>本山町立国保嶺北中央病院 本山町立汗見川へき地診療所</p> <p>◆嶺北地域で唯一の公立病院である嶺北中央病院は、平成11年に病院本館を竣工し、地域住民の医療ニーズに応えながら、保健・医療・福祉を一体化した包括医療を行っています。将来にわたり安定的な病院経営を確立していくため策定した「第三次経営健全化計画」を更に進めていきます。</p> <p>施設の経年劣化に伴い、雨漏り等の被害が発生していますが、現在、雨漏り等の改修工事に取り組んでおり、地域住民が安心して利用できる施設の維持保全を図っています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 基本的に現状を維持します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 病院施設は建築後22年以上経過しており、各設備の大規模な交換時期が迫っていることや、今後の地域の医療需要の変化を注視しながら、医療・介護ニーズに適切に対応できる体制を整備します。 また、地域の高齢化等の状況を踏まえ、医療サービスの充実を図りながら、施設の長寿命化に向け、日々の点検・診断・報告や維持管理について継続的に行い、住民の命と健康を守る医療機関として安全確保の観点を重視します。</p>

⑧行政系施設

〔庁舎〕

施設の現状	方針
<p>役場庁舎</p> <p>◆災害発生時に「災害対策本部」となる役場本庁舎は、築63年を経過し、老朽化が著しく、令和4(2022)年度の竣工を目指して新庁舎を整備しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 新しい庁舎は、住民を守るための安心・安全な設計で住民サービスの向上と事務効率を考えた建設を進めます。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 現在の庁舎来訪者ならびに職員の安全を確保するため、新庁舎の整備までは必要最小限の維持管理を行います。新庁舎は防災時の拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視します。 新庁舎完成後、現在の庁舎は廃止し、活用または解体に向けての検討に入ります。</p>

〔消防施設〕

施設の現状	方針
<p>消防団屯所(10 箇所)</p> <p>◆本山町消防団は、1 消防団 6 分団で構成されており、嶺北消防本部と有機的連携のできる装備の充実、施設整備、団員確保を図ると同時に、教育訓練による技術の向上と住民の防災意識を高め火災予防を振興しています。</p> <p>◆各分団には消防団屯所を設置しており、屯所の管理運営は各分団が行っています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 消防施設は本町の地理的条件を考慮し、現状を維持します。ただし、一部老朽化した屯所については、建替えを行います。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 長寿命化に向けた予防保全的な改善の実施を基本とします。必要に応じた修繕ならびに改修をもとにした維持管理を行います。防災時の拠点となることを踏まえ、安全確保の観点を重視します。</p>

⑨町営住宅等

施設の現状	方針
<p>町営住宅(公営住宅・特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅・改良住宅・更新住宅・一般住宅・定住促進住宅・教員住宅等)</p> <p>◆建替え及び老朽住宅の個別修繕に加え、建物を長期間使用するために必要な予防保全の観点で、令和 2(2021)年度に「本山町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、修繕・改善及び建替えにかかる事業を推進しています。(更新住宅整備事業、公営住宅等整備事業)</p> <p>現在、建築年数の古い住宅について、大規模改修が必要になった場合には、改修せず住替後に除却するなどの手続きを進めています。</p> <p>また大規模改修を行い、移住促進のための定住住宅として活用している住宅もあります。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 耐用年限を経過し老朽化した団地及び住宅について順次建替えを進め、居住水準の向上、維持管理の効率化と入居の適正化を進めます。また、現在住んでいる方への売却、空家については除去なども進め、総量の減少に努めます。</p> <p>建替えにあたっては、適正な居住水準の確保に十分配慮すると共に、誰もが使いやすいユニバーサルデザインや省エネの視点に立った居住室の構成とします。また、若年層から高齢者まで、ニーズにあった住宅の建築を推進します。</p> <p>【施設の管理運営(品質)について】 長寿命化の視点における維持管理の観点では、対症療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、町営住宅等の長寿命化を図ります。</p> <p>また、仕様のアップグレード等による耐久性の向上や、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などによってライフサイクルコストの縮減を図ります。</p> <p>修繕標準周期に先立って定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐと共に、修繕や改善の効率的な実施につなげます。</p> <p>なお、高齢者向け住宅に関しては、バリアフリー化などの対応に努めます。</p>

⑩その他

施設の現状	方針
<p>寄附住宅(鶴田邸) 東部地区バス待合所 旧吉野保育所 旧白髪小学校 本山町役場書庫(旧産業経済課庁舎・旧国交省事務所) 教員住宅 旧公益質屋</p> <p>◆旧産業経済課庁舎は役場書庫として利用されています。東部地区バス待合所は借地ですが待合所については町が設置した建物として管理しています。</p>	<p>【施設の設置(数量)について】 現在使用していない施設については、跡地活用も含めて検討します。今後活用の見込みがない施設については、解体もしくは売却を検討します。</p> <hr/> <p>【施設の管理運営(品質)について】 利用中の施設については、必要に応じた修繕ならびに改修をもとにした維持管理を行います。未利用施設についても建物の維持に関しては安全性や防犯対策を行うことで、事故のないように努めます。 さらに、今後活用の見込みがない施設については、基本的には除却もしくは売却を検討します。</p>

(2)インフラ系施設

建設後、長期を経過している道路・橋梁・簡易水道等は老朽化が進行し、更新及び長寿命化の対策が必要となっています。今後は、地域との連携による道路の維持管理、災害に強い道路の整備が課題となっています。

①道路(町道・農道・林道)

現状
『第7次本山町振興計画』『本山町過疎地域持続的発展計画』に基づき、生活に直結した町道や地域産業に寄与する農道・林道の整備を行ってきました。 現在は定期的な路面補修や道路構造物・付属物等の更新等を行い道路構造物の保全に努めています。
維持管理に関する基本方針
【設置(数量)について】 『本山町過疎地域持続的発展計画』との整合性を勘案しつつ、交通需要や将来予測、住民生活の利便性向上に資する必要な町道や地域産業の発展に寄与する必要な農道・林道の整備を進めます。
【管理運営(品質)について】 通常のパトロール時の目視点検や道路利用者または沿道住民からの情報により、舗装や道路構造物・付属物の破損状況等を把握し、路線ごとの優先順位を勘案した補修、補強等の対策を実施し施設の長寿命化を図ります。
【コストについて】 ライフサイクルコストの縮減、施設管理の容易さ、経済性を考慮した適切な道路整備・維持管理を行います。

②橋梁

現状
<p>『第7次本山町振興計画』『本山町過疎地域持続的発展計画』に基づき、生活に直結した町道に架かる橋梁の整備を行ってきました。</p> <p>現在は、『本山町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、定期的な点検・診断を行い予防保全型の維持補修を実施しています。</p>
維持管理に関する基本方針
<p>【設置(数量)について】</p> <p>『本山町過疎地域持続的発展計画』に基づき、老朽化が激しく通行に支障をきたしている土佐本山橋の架け替えを実施しています。</p> <p>また、架設年次が古く橋脚が多いため河積を阻害しているなど治水上問題のある老朽化した吉野橋や現道と近接した旧道に架かる橋梁等については、道路利用者や沿線住民と協議し、安全性・老朽化度や優先順を勘案し撤去します。</p>
<p>【管理運営(品質)について】</p> <p>『本山町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、概ね5年に1度の近接目視による定期点検・診断を行い施設の状況を把握し、予防保全型の維持補修を実施しています。</p>
<p>【コストについて】</p> <p>将来的にも点検・診断後の適切な時期に年度ごとの補修修繕工事費用を平準化した長寿命化修繕計画立の見直しを実施しライフサイクルコストの縮減に努めます。</p>

③水道

現状
<p>1簡易水道、6配水区の水道普及率は 86.7%(平成 30 年度)で、高知県平均 95.0%や全国平均 98.0%を下回っているものの、主に集落単位で設置されている飲料水供給施設 12 箇所ですべて補っています。</p> <p>大半の施設が設置後 35 年以上経過し、老朽化による取水能力の低下や漏水等が課題となっています。</p> <p>『第7次本山町振興計画』及び『本山町過疎地域持続的発展計画』に基づき、計画的な補修工事の実施により保全を行っています。</p>
維持管理に関する基本方針
<p>【設置(数量)について】</p> <p>簡易水道、飲料水供給施設、給水施設の計画的な更新や統合を行い、安全で安定した飲料水の供給に努めます。</p>
<p>【管理運営(品質)について】</p> <p>水道サービスの持続性の確保、安全な水の供給の保証するため、施設の長寿命化を最優先とします。水道管路情報システム(水道GIS)導入を進め、水道管路情報の一元的な管理を行い、災害時における断水影響範囲の確認や優先給水施設のルート確保、復旧作業の計画作成など、迅速かつ適切な対応ができる体制の充実を図ります。</p> <p>簡易水道事業については、財務状況の明確化及び透明性の向上を図り、経営の効率化と健全化を推進するため、令和6(2024)年度から会計方式を「公営企業会計方式」に移行し、地方公営企業法を適用して、経営戦略に基づき事業運営にあたります。</p>
<p>【コストについて】</p> <p>施設管理の効率化や管路材の規格化を進め、将来に向けたコストの縮減に努めます。</p> <p>適正な事業規模、経済性を考慮した適切な管路整備を行います。</p>

第5章 取組体制の構築とフォローアップ

(1) 推進体制等の整備

本計画を推進していくためには、公共施設等を所管する各部署が本計画を踏まえ、個別の施設計画や長寿命化計画に沿って、計画的に整備、修繕等を実施していく必要があります。

本計画の庁内推進体制として「公共施設等総合管理計画推進委員会」や「公共施設等総合管理計画作業部会」並びに「関係課」と連携、協力しながら進めることとし、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化、修繕及び点検診断等の実施における総合調整等、全庁的な調整・協議を行うとともに、計画の改訂や目標の見直しを行います。

(2) 情報基盤の整備と活用

公共施設等の基本情報、光熱水費をはじめとする運営費、改修・補修等の工事履歴や劣化情報等の一元管理を行っていきます。

情報基盤の整備にあたっては、固定資産台帳を核としながら、地方公会計制度による財務書類等を活用して公共施設等の維持管理にかかる費用状況、修繕や改修履歴等の建物状況、稼働率等の利用状況のデータを一元的・経年的に管理蓄積していくことで、将来的な中長期修繕計画や施設評価への利用を検討します。

(3) フォローアップの方針

本計画は、不断の見直しを実施し、計画を充実させていくローリングプランです。

また、策定後 5 年で進捗状況を踏まえた計画の見直し・更新を行います（個別施設計画も同様の見直し・更新を行います）。

このため、計画の進捗管理・評価・改善といった PDCA サイクルを確立しながら計画の実効性を高めます。

PDCA サイクルイメージ



本山町公共施設等総合管理計画

平成28(2016)年3月策定

令和 4(2022)年3月改訂

発行 本山町総務課

〒781-3601

高知県長岡郡本山町 504 番地

TEL 0887-76-2223

FAX 0887-76-3593

URL:<https://www.town.motoyama.kochi.jp/>